# ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型) ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型) ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)

追加型投信/内外/資産複合 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。

# 投資信託説明書(請求目論見書) 2024年2月9日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型)」、「ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)」および「ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年2月8日に関東財務局長に提出しており、2024年2月9日にその届出の効力が生じております。

発 行 者 名 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所 大和アセットマネジメント株式会社 取締役社長 小松 幹太 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

該当ありません。

# 大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

#### 第一部【証券情報】

#### (1) 【ファンドの名称】

ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型) ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (安定型) ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (分配型)

(注)以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものと します。また、上記を、それぞれ「成長型」、「安定型」、「分配型」という場合があります。

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無 記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券へ の変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて3兆円を上限とし、合計で9兆円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号 (コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ

https://www.daiwa-am.co.jp/

#### (5)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%(税抜 2.0%)となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

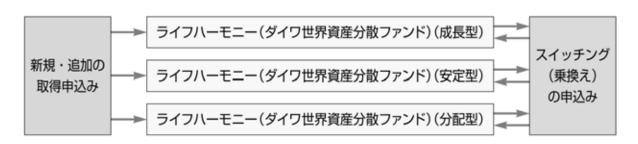
申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

#### <スイッチング(乗換え)について>

・「ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型)」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同(安定型)」または「同(分配型)」の受益権の取得申込みを行なうこと、「ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同(成長型)」または「同(分配型)」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同(成長型)」または

「同(安定型)」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。

- ・スイッチング (乗換え) の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申 込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング (乗換え) にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング (乗換え) の金額から差引かせていただきます。スイッチング (乗換え) によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。



#### (6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

#### (7)【申込期間】

2024年2月9日から2024年8月8日まで(継続申込期間) (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

#### (8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号 (コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

#### (9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。) までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当 する金額の合計額をいいます。以下同じ。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が 行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払 込みます。

#### (10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。 株式会社 証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

該当事項はありません。

# 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

#### 商品分類表

〈ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型)〉 〈ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (安定型)〉 〈ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (分配型)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉
単位型投信	国 内	株 式 債 券 不動産投信
追加型投信	海外	その他資産
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分表

〈ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型)〉 〈ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (安定型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
朱式				
一般 大型株	年1回	グローバル (含む日本)		
中小型株		0.00 A CO		
責券	年2回	日本		
一般公債	年4回	北米	ファミリー	あり
社債	年4回	欧州	ファンド	( )
その他債券 クレジット属性	年6回	アジア		
( )	(隔月)			
不動産投信	E10E	オセアニア		
その他資産 ・ 投資信託証券 \	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・	4-1
/ 資産複合 資産配分変 \ 更型(株式、債券、不	日々	アフリカ	ファンズ	なし
(動産投信、商品先物) //	цч	中近東		
資産複合	その他	(中東)		
( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	( )	エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### 属性区分表〈ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
朱式		1		71
一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
一	年2回	日本		
一般公債	年4回	北米	ファミリー	あり
社債 その他債券	7.4	欧州	ファンド	( )
クレジット属性	年6回 (隔月)	アジア		
「動産投信	·	オセアニア		
その他資産 投資信託証券 \	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・	なし
資産複合 資産配分変 更型(株式、債券、不	日々	アフリカ	ファンズ	14.0
、動産投信、商品先物)//		中近東		
資産複合 )	その他	(中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	( )	エマージング		

<sup>(</sup>注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### (注1) 商品分類の定義

単位型·	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の
追加型		追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ
		従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)
地域		において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資
		産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を
		実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
資産		に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リー	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
	F)	に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券
		を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨
		の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)および

<sup>※</sup>属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

		その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉と する旨の記載があるもの
独立区分	MMF (マネー・マ	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	ネージメント・フ	
	アンド)	
	MRF(マネー・リ	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	ザーブ・ファンド)	
	ΕΤF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480
		号) 第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならび
		に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に
		規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨
		の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必
		要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

#### (注2) 属性区分の定義

(注2) 属性	区分の	定義	
投資対象	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
資産		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があ
			るもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載が
			あるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債
			(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)
			に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資す
			る旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投
			資する旨の記載があるもの
		格付等クレ	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があ
		ジットによ	るもの
		る属性	
	不動産	投信	目論見書等において、主として不動産投信 (リート) に投資する
			旨の記載があるもの
	その他	資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リー
			ト)以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複	合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ
			るもの
	資産複合 資産配		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
	分固定型		いては固定的とする旨の記載があるもの
	資産複	合 資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
	分変更	型	いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固
			定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回	(隔月)	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年 12 回	回(毎月)	目論見書等において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載がある

1		もの
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
投資対象 地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を 源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を 源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資 産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くア ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の 資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域 の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の 資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング 地域 (新興成長国 (地域)) の資産を源泉とする旨の記載がある
		もの
投資形態		目論見書等において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズに のみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するも
	ファンド・オブ・	の 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・
V 44		オブ・ファンズ
為替ヘッ ジ		目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為 替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があ るものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象イン デックス	日経 225	目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨 の記載があるもの
	ТОРІХ	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす 旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめ ざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極 的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは 逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす旨 の記載があるもの
		目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果 (基準価額、償還価額、収益分配金等) や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるも
	ロング・ショート型	の 目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求

/絶	をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を めざす旨の記載があるもの
その	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれ にも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるも の

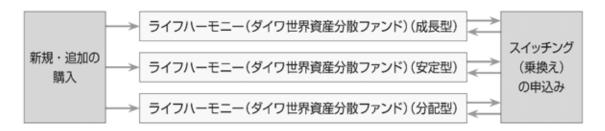
※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ (アドレス http://www.toushin.or.jp/) をご参照下さい。

#### <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

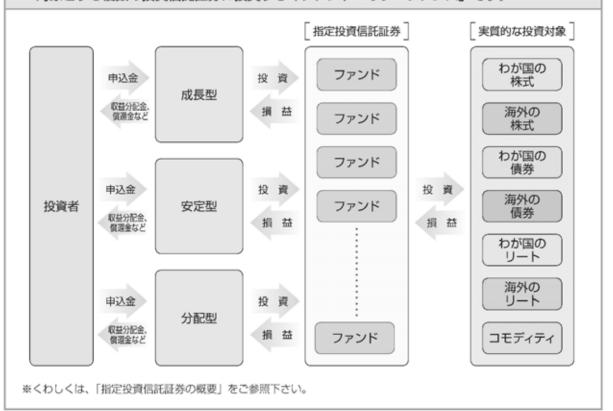
#### <ファンドの特色>

- 複数の投資信託証券への投資を通じて、内外の株式・債券・リートおよびコモディティに投資します。
- 「ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型)」、
  「ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (安定型)」、
  「ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (分配型)」
  の3つのファンドがあります。
- ◆各ファンド間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



#### ファンドの仕組み

●内外の株式・債券・リート(REIT)およびコモディティ(商品先物取引等)を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



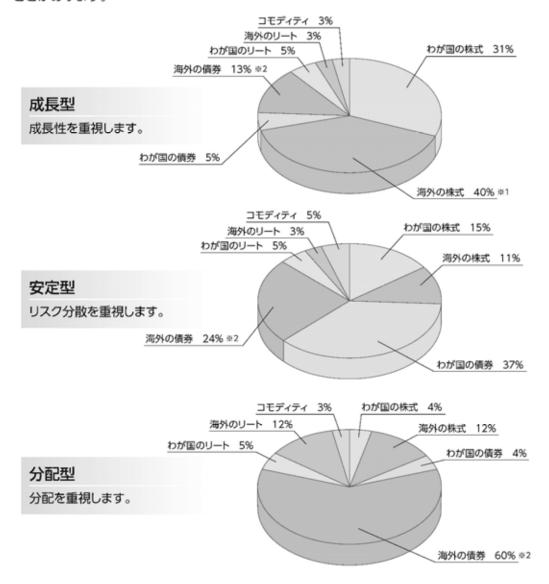
**う** 資産配分、投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、株式会社大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、これを行ないます。

- ◆成長型は…成長性を重視して行ないます。
- ◆安定型は…リスク分散を重視して行ないます。
- ◆分配型は…分配を重視して行ないます。
- 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. ~3.の運用が行なわれないことがあります。

#### 資産配分のイメージ

当ファンドは、中長期的な経済予測を背景とした投資対象資産の期待収益率、リスク、相関係 数等の推計値に基づく株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、資産配分を 行ないます。

以下の図は2023年12月時点で株式会社 大和ファンド・コンサルティングが推奨する、内外の株式・債券・リートおよびコモディティへの資産配分の当面のイメージを作成したものであり、実際の資産配分比率とは異なります。また、今後、経済環境、市場環境等に対応して変更されることがあります。



	-		わが国の株式	海外の株式	わが国の債券	海外の債券	わが国のリート	海外のリート	コモディティ
成	長	型	31%	40% ≋1	5%	13% ₩2	5%	3%	3%
安	定	型	15%	11%	37%	24% ≋2	5%	3%	5%
分	56	型	4%	12%	4%	60% ₩2	5%	12%	3%

- ※1 新興国株式を含みます。
- ※2 新興国債券、世界の高利回り事業債 (ハイ・イールド債) を含みます。

#### 助言会社の概要

株式会社 大和ファンド・コンサルティング

設 立:2006年7月25日住 所:東京都千代田区

事業内容:ファンド評価業務、ファンド・オブ・ファンズに係る運用助言業務、投資一任業務、

年金運用コンサルティング業務

#### ファンド運用の助言にかかるプロセス

#### [ファンド運用の助言体制]

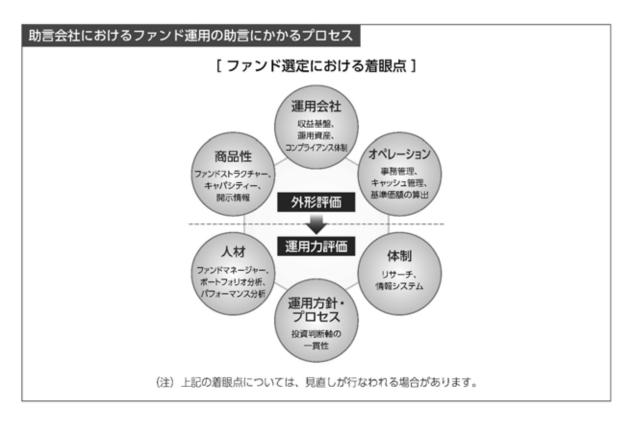
大和ファンド・コンサルティング

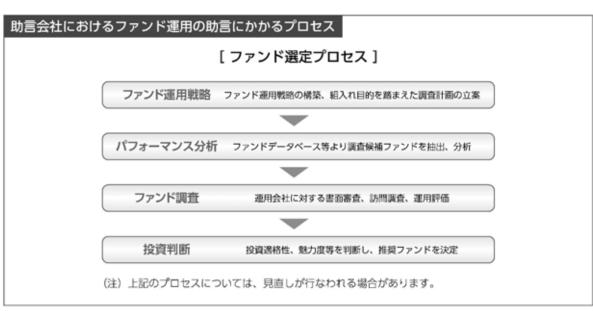
ファンド調査および経済・市場情報をもとに 運用戦略を構築、ファンドを選定し比率を助言 助言

大和アセットマネジメント

ファンド運用の実施

(注) 上記の助言体制は、変更になる場合があります。





# 4 3つのファンドは、それぞれ年2回または年6回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

#### 成長型/安定型

毎年5月15日および11月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、 収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

#### 〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額の水準等によっては、 売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の 場合には、分配を行なわないことがあります。

#### 〈収益分配のイメージ〉



#### 分配型

毎年1、3、5、7、9、11月の各15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

#### 〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、 今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を 中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないこ とがあります。

#### 〈収益分配のイメージ〉



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を お約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

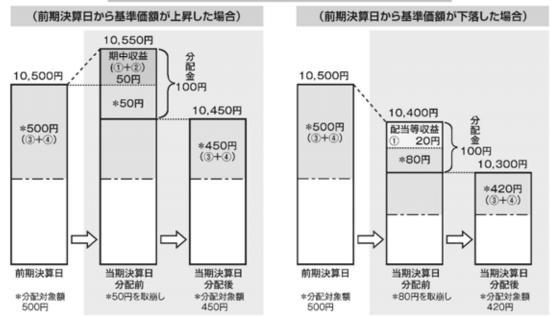
#### [収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

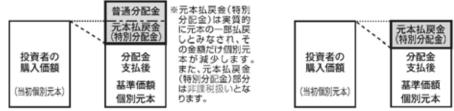
#### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



- (注)分配対象類は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および③収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象類から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### (分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

#### (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 ... 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ (特別分配金) 減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

#### 指定投資信託証券の概要

◆下記は投資信託証券(指定投資信託証券)について、目論見書作成時点で委託会社が各投資信託証券の 運用会社から入手した情報をもとに記載したものであり、今後、名称変更となる場合、繰上償還等により 投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

投資信託証券	運用会社	主要投資対象	ベンチマーク
J Flag 中小型株ファンド (FOFs用)(適格機関投資家専用)	シンプレクス・アセット・マネジメント 株式会社		_
DIAM国内株式アクティブ 市場型ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	アセットマネジメントOne株式会社	わが国の株式	_
日本長期成長株集中投資ファンド (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・ マネジメント株式会社		_
ダイワ/ GQGグローバル・ エクイティ (FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和アセットマネジメント株式会社	世界の株式	_
ニッセイ/サンダース・グローバル パリュー株式ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	ニッセイアセットマネジメント株式会社	世界の株式 (日本を除く。)	MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円換算ベース)
アイルランド籍の外国証券投資法人「マン・ファンズ・ピーエルシー」が 発行する「マン・ニューメリック・ エマージング・マーケッツ・エクイ ティ」のクラスI投資証券(円建)	ニューメリック・インベスターズ・ エルエルシー	新興国の株式	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (税引後配当込み)
マニュライフ日本債券アクティブ・ ファンドM(FOFs用) (適格機関投資家専用)	マニュライフ・インベストメント・ マネジメント株式会社	わが国の債券	NOMURA-BPI (総合)
明治安田日本債券アクティブ・ ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	明治安田アセットマネジメント 株式会社	4万万国の万具分	NOMURA-BPI (総合)
ダイワ世界債券ファンドM (FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和アセットマネジメント株式会社	海外の債券	_
T. ロウ・プライス新興国債券 オープンM (FOFs用) (適格機関投資家専用)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社 新興国の政府および 政府機関等の発行する 米ドル建ての債券等		JPモルガン・エマージング・ マーケット・ボンド・インデックス・ グローバル・ダイパーシファイド(円換算)
ダイワ米ドル建て新興国債券 ファンドM(FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和アセットマネジメント株式会社 新興国の国家機関が 発行する米ドル建ての 債券		_
ブランディワイン外国債券 ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	フランクリン・テンプルトン・ ジャパン株式会社	海外の債券	-
ダイワ中長期世界債券ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和アセットマネジメント株式会社		_
		ブルームバーグUSコーポレート・ ハイ・イールド・インデックス	
ダイワJ-REITアクティブ・ マザーファンド	大和アセットマネジメント株式会社	わが国のリート	_
ダイワ海外REIT・マザーファンド	マザーファンド 大和アセットマネジメント株式会社		S&P先進国REIT指数 (除<日本、円換算)
ダイワ・グローバルREIT・ マザーファンド	大和アセットマネジメント株式会社	海外のリート	_
Daiwa "RICI" Fund (ダイワ "RICI" ファンド)	ダイワ・アセット・マネジメント (シンガポール) リミテッド	米ドル建ての公社債等 およびコモディティ (商品先物取引等)	ロジャーズ国際コモディティ指数 ("RICI")

#### ◆ベンチマークについて

- MSCI コクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。本ファンドは、MSCI Inc.(「MSCI])によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。
   [https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html]
- NOMURA-BPIとは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA-BPIの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、連用成果等ならびに当ファンドおよび同指数に関連して行なわれる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
- JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド)とは、J. P. Morgan Securities LLCが公表する債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ. P. Morgan Securities LLCに帰属します。
- ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックスとは、米ドル建てハイ・イールド債市場のパフォーマンスをあらわすものです。
   ブルームパーグは、ブルームパーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームパーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。
- S&P先進国REIT指数(除く日本、円換算)の所有権およびその他一切の権利は、S&P Dow Jones Indices LLCが有しています。 S&P Dow Jones Indices LLCは、同指数の算出にかかる誤謬等に関し、いかなる者に対しても責任を負うものではありません。
- Daiwa "RICI" Fund (ダイワ "RICI" ファンド) についての注記 [Daiwa "RICI" Fund 」はJames Beeland Rogers、Jim Rogers またはBeeland Interests、Inc. (以下、当注記において、総称して [Beeland] といいます。)により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Indexの決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが残合されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers」、「Rogers International Commodity Index」および「RICI」は、James Beeland Rogers、Jim Rogers または Beeland Interests、Inc.のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要し

#### (2) 【ファンドの沿革】

2006年11月28日 信託契約締結、当初設定、運用開始

#### (3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
-----	------

収益分配金 (注1)、償還金など↑↓お申込金 (※4)

お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務
-------	------	--

↑↓※1 収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※4)

↓運用指図 ↑↓※2

損益↑↓信託金(※4)

→ 连川11日   →	<b>%</b> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		1911 ↑ 1月111 並 (次4)	
受託会社		三井住友信託銀行 株式会社 再信託受託会社: 株式会社日本カス トディ銀行	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務をいます。なお、信託事務の一部につき株式日本カストディ銀行に委託することがです。また、外国における資産の保管は、そ務を行なうに充分な能力を有すると認めら外国の金融機関が行なう場合があります。①委託会社の指図に基づく信託財産の管理分②信託財産の計算	式会社 ご き の れ も 、 、 、 、 処 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し

損益↑↓投資

投資対象	投資信託証券	など

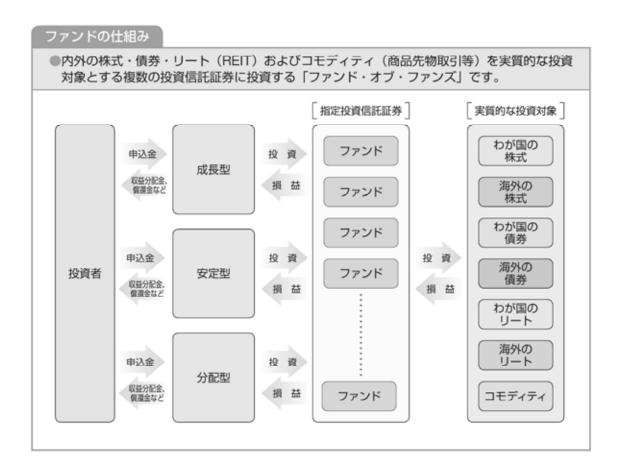
- (注1)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
- (注2) 投資顧問会社については、次のとおりです。

名称	関係業務の内容
株式会社 大和ファンド・コンサルティング	委託会社との投資顧問契約(※3)に基づき、 委託会社に対して、信託財産の運用に関する 投資助言を行ないます。

※1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の

支払いに関する事務の内容等が規定されています。

- ※2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信 託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託 会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- ※3:委託会社と投資顧問会社の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および方法、投資 顧問報酬額および支払方法、運用の責任等が規定されています。事情により変更、解除さ れることもあります。
- れることもあります。 ※4:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託 が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドロ 座に払込みます。
- ◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、 販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



<委託会社の概況 (2023 年 11 月末日現在) >

- ・資本金の額 151 億7,427 万2,500 円
- 沿革

1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立

1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1960年 4月 1日 営業開始

1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問

業の登録を受ける。

1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任

契約にかかる業務の認可を受ける。

2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものと

みなされる。

### (金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

2020年 4月 1日

大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

#### ・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	株 2,608,525	% 100.00

#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

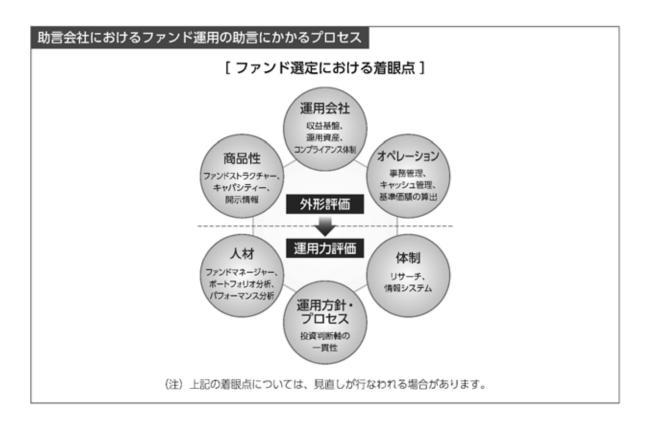
- ① 主要投資対象 指定投資信託証券を主要投資対象とします。
- ② 投資態度
  - イ. 主として、内外の株式・債券・リート (REIT) およびコモディティ (商品先物取引等) を 実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。
  - ロ. 資産配分、投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、成長型は成長性を重視して、安定型はリスク分散を重視して、分配型は分配を重視して、これを行ないます。
  - ハ. 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
  - ニ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
  - ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想 されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用 が行なわれないことがあります。

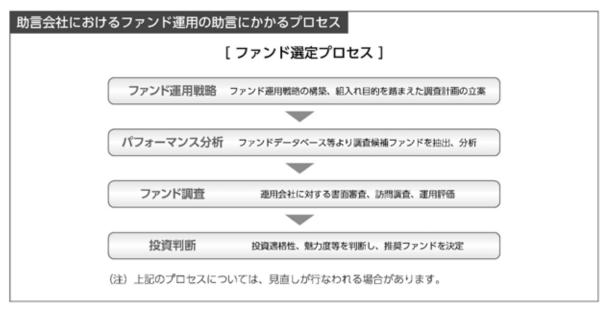
#### <投資先ファンドについて>

◆投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

****		•			
					指定投資信託証券
投資	資先フ	アン	ドのク	名称	※具体的な名称については、「〈参考〉 指定投資信託証券の概要」
					をご参照下さい。
選	定	D	方	針	投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、成長型は 成長性を重視して、安定型はリスク分散を重視して、分配型は 分配を重視して、これを行ないます。 ※具体的な内容については、後掲「助言会社におけるファンド 運用の助言にかかるプロセス」をご参照下さい。
					煙用の切音にカサカサるノロヒへ」をこ参照「ひり。

# ファンド運用の助言体制 ] 大和ファンド・コンサルティング ファンド調査および経済・市場情報をもとに 運用戦館を構築、ファンドを選定し比率を助言 (注) 上記の助言体制は、変更になる場合があります。





#### (2)【投資対象】

<各ファンド共通>

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - 口. 約束手形
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に 掲げるもの
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

#### イ. 為替手形

- ② 委託会社は、信託金を、指定投資信託証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます(組入対象となる親投資信託を、以下総称して「マザーファンド」といいます。)。
  - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形

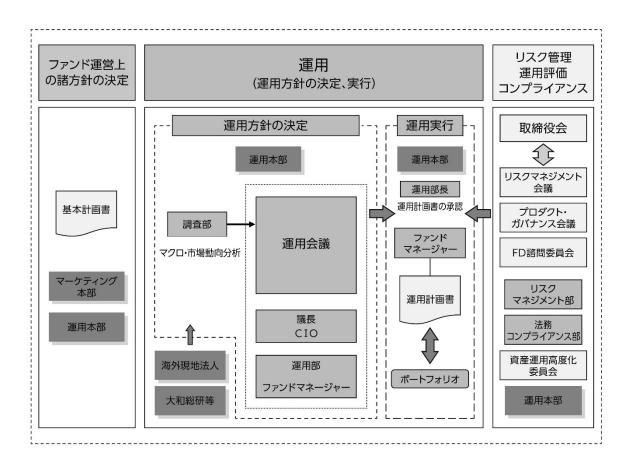
#### <投資先ファンドについて>

◆投資先ファンドの内容は、「〈参考〉指定投資信託証券の概要」をご参照ください。

#### (3)【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。なお、委託会社は、運用指図にあたっては、投資顧問会社の投資助言を受けます。



#### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

#### ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

#### ③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内 規則によって、次のように定められています。

- イ. CIO (Chief Investment Officer) (1名) 運用最高責任者として、次の職務を遂行します。
  - 基本的な運用方針の決定
  - ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度) CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- 二. 運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

へ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議、FD 諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の 事務局となる部署の人員は35~45名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証 結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加え て、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報 告を行ないます。

#### ハ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

二. 資產運用高度化委員会

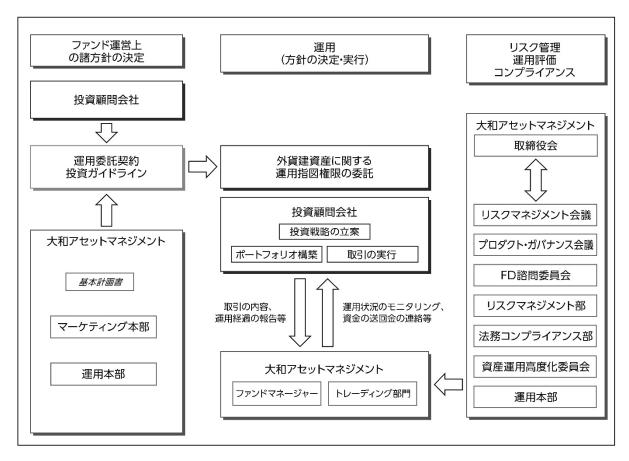
資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※海外のリート部分にかかる運用体制について

(ダイワ海外REIT・マザーファンドおよびダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにかかるものを含みます。)



#### イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。なお、ダイワ海外REIT・マザーファンドおよびダイワ・グローバルREIT・マザーファンドでは、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

#### ロ. 運用の実行

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに 基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

#### ハ. モニタリング

委託会社は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。

ニ. リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議、FD 諮問委員会および資産運用 高度化委員会

(前④に同じ。)

※ 上記の運用体制は2023年11月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

<ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型) >

<ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)>

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

<ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (分配型) >

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。なお、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

#### (5)【投資制限】

<各ファンド共通>

- ① 株式(信託約款) 株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券(信託約款) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券(信託約款)
  - イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ロ. 前イ. の規定にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、 その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められ ているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超える投資の指図をする ことができるものとします。
- ④ 外貨建資産(信託約款) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認め られる場合には、制約されることがあります。
- ⑥ 外国為替予約取引(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(7) 信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑧ 資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に

伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を 含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的と して、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。 なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から その翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### 〈参考〉指定投資信託証券の概要

- ◆本項は、当ファンドが投資を行なう投資信託証券(指定投資信託証券)の投資態度、信託報酬、関係法人等について、目論見書作成時点で各投資信託証券の運用会社から入手した情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。
- ◆今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資 信託証券が追加となる場合等があります。
  - ・指定投資信託証券の委託会社等については、末尾の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご参照下さい。
  - ・指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託 する場合があります。

#### 1. J Flag 中小型株ファンド(FOFs 用) (適格機関投資家専用)

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投 資 態 度	<ul> <li>① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して積極的に運用を行なうことを基本とします。</li> <li>② わが国の金融商品取引所上場株式の中から、委託者が管理する「投資除外銘柄」以外の上場株式を主な投資対象とします。「投資除外銘柄」は、一定時点の東京証券取引所プライム市場上場の銘柄中、時価総額上位300銘柄程度とし、委託者が定期的に更新を行ない管理します。なお、「投資除外銘柄」への該当は、取得時に判断されます。</li> <li>③ 運用の効率化をはかるため株価指数先物取引等を利用することがあります。</li> <li>④ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</li> <li>⑤ 当ファンドは、原則としてファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。</li> </ul>
主な投資制限	<ul><li>① 株式への投資割合には制限を設けません。</li><li>② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li><li>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li><li>④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下</li></ul>

	とします。ただし、わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券への投資は行いません。  ⑤ 株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。  ⑥ 外貨建資産への投資は、行ないません。  ⑦ 派生商品の利用はヘッジ目的に限定します。
収益の分配	① 収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益 および売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。 ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定 します。ただし、収益分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこ とがあります。
信 託 期 間	無期限(平成23年2月10日当初設定)
決 算 日	毎年3月20日および9月20日 (休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.902%(税抜 0.82%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

#### 2. DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。以下、同じ。)
投 資 態 度	<ul> <li>① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。</li> <li>② 運用にあたっては、企業調査に基づく個別銘柄選定(ボトムアップアプローチ)とマクロ環境や相場環境の変化等に注目した機動的な運用(トップダウンアプローチ)を併用します。</li> <li>③ 個別銘柄の選定にあたっては、企業調査に基づくファンダメンタルズ分析に加え、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社独自の定量モデルも活用し、企業の成長力や株価のバリュエーション等の観点から、魅力度の高い銘柄を選定します。</li> <li>④ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。</li> <li>⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。</li> <li>⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。</li> </ul>
主な投資制限	<ul> <li>① 株式への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</li> <li>③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>⑤ 外貨建資産への投資は、行いません。</li> <li>⑥ スワップ取引、金利先渡取引および有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。</li> <li>⑦ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エク</li> </ul>

F	
	スポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。 ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限(平成27年9月9日当初設定)
決 算 日	毎年2月12日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.5335%(税抜 0.485%)の 率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料 等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:アセットマネジメント One 株式会社 受託会社:みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク に つ い て	該当事項はありません。

#### 3. 日本長期成長株集中投資ファンド (適格機関投資家専用)

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	日本長期成長株集中投資マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投 資 態 度	<ul> <li>① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。)。</li> <li>② 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。マザーファンドにおいては、個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。</li> <li>③ 事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。</li> <li>④ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。</li> <li>⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。</li> <li>⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。</li> </ul>
マザーファンドの 投 資 態 度	<ul> <li>① 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。</li> <li>② 事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。</li> <li>③ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。</li> <li>④ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができ</li> </ul>

	よい 4日 人 ぶぇ ルナナ
	ない場合があります。
主な投資制限	<ul> <li>① 株式への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>② デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</li> <li>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</li> <li>④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>⑤ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>⑥ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</li> <li>⑥ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</li> <li>⑦ 株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</li> <li>⑧ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ul>
収益の分配	<ul><li>① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。</li><li>② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。</li><li>③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。</li></ul>
信託期間	無期限(2014年6月10日当初設定)
決 算 日	毎年6月15日および12月15日(休業日の場合翌営業日)
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年率 0.7095% (税抜 年率 0.645%)を上限とします。 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークに ついて	該当事項はありません。

#### 4. ダイワ/GQG グローバル・エクイティ(FOFs 用)(適格機関投資家専用)

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	日本を含む世界の株式
投 資 態 度	① 主として、日本を含む世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※株式等には REIT、ETF、新株予約権証券および転換社債を含みます。 ② 投資にあたっては、企業の財務状況および収益性ならびに株式等の流動性等の観点から、定量的および定性的に投資候補銘柄を選別します。 ③ 投資候補銘柄の中から、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき組入銘柄

	を決定し、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。 ④ 株式等の運用にあたっては、GQG パートナーズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ⑤ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑥ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑧ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	<ul><li>① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。</li><li>② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。</li></ul>
信託期間	無期限(2019年9月12日当初設定)
決 算 日	毎年5月14日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.0131%(税抜0.921%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:GQGパートナーズ・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

# 5. ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資を行う場合があります。
投 資 態 度	<ul> <li>① 主として、ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く世界各国の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。</li> <li>② 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。</li> <li>③ MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。</li> <li>④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> <li>⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
マザーファンドの 投 資 態 度	<ul> <li>① 主として日本を除く世界各国の企業が発行する株式等を中心に投資を行います。</li> <li>② 徹底的なリサーチと行動ファイナンスのアプローチに基づき、市場の懸念によりファンダメンタルズよりも割安に評価されている銘柄を選定します。</li> <li>③ 運用にあたっては、サンダース・キャピタル LLC に運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の指図に関する権限を除きます。)を委託します。</li> <li>④ MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)をベンチマークと</li> </ul>

	1 .
	します。 ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
	⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	(6) 資金動向、市況動向等によっては上記のような連用ができない場合があります。 ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条 / 3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ⑥ 投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑧ デリバティブ取引(法人税法第 61 条の5に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める一理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
収益の分配	協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。  ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
/= =/ Ha BB	② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
信託期間	無期限(2022年3月7日当初設定)
決 算 日	毎年3月5日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.7381%(税抜0.671%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社:サンダース・キャピタル LLC
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)
ベンチマーク に つ い て	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

## 6. マン・ファンズ・ピーエルシー/マン・ニューメリック・エマージング・マーケッツ・エクイ ティ

形 態	アイルランド籍の外国投資法人/円建
運用の基本方針	主として、新興国の株式に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることを追求します。
主要投資対象	新興国の株式や株式関連の派生商品を主な投資対象とします。

投 資 態 度	主として、新興国の株式に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることを追求します。 銘柄選択においてはニューメリックが自社開発した定量運用モデルを用います。 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①有価証券(現物に限ります)の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ③流動性に欠ける資産の組入れは10%以下とします。 ④他の集団的投資スキームへの投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 ⑤一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。
収益の分配	原則として分配は行いません。
信託期間	無期限 ※(2015年2月10日当初設定 Class I USD)
決 算 日	毎年 12 月 31 日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬等:0.85% 事務代行費用等:最大 0.30% その他外国投資法人に関する租税、設立費用・登録料、有価証券の売買や先物取 引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社:マン・アセット・マネジメント(アイルランド)リミテッド 運用会社:ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー 管理事務代行会社:BNY メロン・ファンド・サービシズ(アイルランド)ディーエーシー
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み)
ベンチマーク に つ い て	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同 指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。ま た、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有して います。

#### 7. マニュライフ日本債券アクティブ・ファンド M (FOFs 用) (適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	主としてマニュライフ日本債券アクティブ・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資態度	<ul> <li>①マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。</li> <li>②NOMURA-BPI 総合をベンチマークとして、円建て公社債(ユーロ円債を含む)のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。</li> <li>③マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。</li> <li>④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。</li> </ul>
マザーファンドの 投 資 態 度	①NOMURA-BPI 総合をベンチマークとして、円建て公社債(ユーロ円債を含む)のうち、主として投資適格債券に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 ②運用の効率化をはかるため、債券先物取引やクレジット・デリバティブ取引等のデリバティブ等を利用することがあります。 ③公社債の組入れ比率は原則として高位を維持します。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

主な投資制限	①債券への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③有価証券先物取引等の直接利用は行いません。 ④信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。 ⑤投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く)への投資は行いません。
収益の分配	①分配対象額の範囲 繰越控除分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ②分配対象額についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限(平成23年3月8日当初設定)
決 算 日	毎月5日 (休業日の場合は翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。 ・純資産総額 500 億円以内 年 0.33%(税抜 0.30%) ・純資産総額 500 億円超 1,000 億円以内部分 年 0.275%(税抜 0.25%) ・純資産総額 1,000 億円超部分 年 0.2145%(税抜 0.195%) ほかに監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI 総合
ベンチマークについて	NOMURA-BPI 総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の債券市場全体の動向を反映する投資収益指数(パフォーマンス)で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 総合は、同社の知的財産であり、同指数に関する一切の権利は同社に帰属します。同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

# 8. 明治安田日本債券アクティブ・ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。このほか、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引(国債店頭オプション取引)、金利先物取引、円金利スワップ取引、クレジット・デリバティブ取引等を行います。
投資態度	<ul> <li>①「NOMURA-BPI 総合」をベンチマークとして信託財産の成長を目指します。</li> <li>②投資対象は、国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券ならびに委託会社が別に定める格付会社のいずれかより取得時において BBB 格以上の格付けを有する債券およびそれと同等の信用度を有すると判断した債券に加え、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引、金利先物取引、円金利スワップ取引およびクレジット・デリバティブ取引等とします。</li> <li>③マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等を勘案して、ポートフォリオの見直しを随時行います。</li> <li>④デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。</li> <li>⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。</li> </ul>

主な投資制限	<ul><li>① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限ります。</li><li>② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li><li>③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li><li>④ 外貨建資産への投資は、行いません。</li></ul>
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信 託 期 間	無期限(平成27年9月9日当初設定)
決 算 日	毎年2月26日および8月26日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	① 信託報酬の総額は、純資産総額に対して年率 0.308%(税抜 0.28%)以内とします。 ② 前①の信託報酬率は、毎月 10 日(休業日の場合翌営業日)における新発 10 年 固定利付国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値、未発表の場合は直近終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。(新発 10 年固定利付国債の利回りが)イ. 1%未満の場合 …年率 0.198%(税抜 0.18%)ロ. 1%以上の場合 …次に定める率・純資産総額 500 億円未満 年 0.308%(税抜 0.28%)・純資産総額 500 億円以上 1,000 億円未満部分 年 0.253%(税抜 0.23%)・純資産総額 1,000 億円以上部分 年 0.198%(税抜 0.18%)他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
ベンチマーク に つ い て	NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

#### 9. ダイワ世界債券ファンドM(F0Fs 用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	1. ダイワ高格付米ドル債マザーファンドの受益証券 2. ダイワ高格付カナダドル債マザーファンドの受益証券 3. ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドの受益証券 4. ダイワ高格付ユーロ債マザーファンドの受益証券 5. ダイワ高格付英ポンド債マザーファンドの受益証券 6. ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドの受益証券
投資態度	<ul> <li>① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて外貨建ての公社債等に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</li> <li>② 米ドル、カナダ・ドル、豪ドル、ユーロ等、英ポンドおよび北欧・東欧通貨*の各通貨建ての公社債等に均等に投資することをめざして、マザーファンドの組入比率を決定します(ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、投資比率を見直します。)。</li> <li>*北欧・東欧通貨とは、スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ、チェコ・コルナ、ポーランド・ズロチ、ハンガリー・フォリント等とします。</li> <li>③ 外貨建ての公社債への投資にあたっては、マザーファンドを通じて以下の観点</li> </ul>

からポートフォリオを構築します。

- イ. 実質的な投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを 基本とします。ただし、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドを通じて投資する 場合は、国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準 ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等 (以下「国家機関等の公社債等」といいます。)については、取得時においてA 格相当以上とします。
- ロ. 国家機関等の公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ハ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から 7(年)程度の範囲を基本とします。
- 二. 金利リスク調整のため、投資対象とする通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ④ マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
- ⑤ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは 行ないません。
- ⑥ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
- ① 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

#### 「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド]

- ① 主として米ドル建ての公社債、ABS(アセットバック証券:各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券)、MBS(モーゲージ担保証券:不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券)など(以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 米ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
  - イ. 各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上(S&PでAA-以上またはムーディーズでAa3以上)とすることを基本とします。
  - ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
  - ハ. 政府およびその代理機関が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の10%程度を上限とします。
  - ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から 5(年)程度の範囲とすることを基本とします。

#### ホ. 金利リスク調整のため、米国債先物取引等を利用することがあります。

- ③ 為替については、米ドル建資産の投資比率を 100%に近づけることを基本とします。
- ④ 有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### 「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド]

- ① 主としてカナダ・ドル建ての公社債(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3 以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
  - ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社 の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、合計で信託財

# マザーファンドの 投 資 態 度

- 産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ハ. 国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準ずると 判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、 一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の 10%程度を上限とし ます。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、カナダ・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 為替については、カナダ・ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- ④~⑤(ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定)
- 「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」
- ① 主として豪ドル建ての公社債、ABS(アセットバック証券:各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券)、MBS(モーゲージ担保証券:不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券)など(以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 豪ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
  - イ. 各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上(S&PでAA-以上またはムーディーズでAa3以上もしくはフィッチでAA-以上)とすることを基本とします。
  - ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
  - ハ. 政府・州およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債等を 除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の 10%程度を上 限とします。
  - ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から 5(年)程度の範囲とすることを基本とします。
  - ホ. 金利リスク調整のため、豪ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 為替については、豪ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の 100% に近づけることを基本とします。
- ④~⑤(ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定)
- 「ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド】
- ① 主としてユーロ建ての公社債、ABS(アセットバック証券:各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券)、MBS(モーゲージ担保証券:不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券)など(以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② ユーロ建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
  - イ. 各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上(S&PでAA-以上またはムーディーズでAa3以上)とすることを基本とします。
  - ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
  - ハ. 政府およびその代理機関が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
  - ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から 5(年)程度の範囲とする ことを基本とします。
  - ホ. 金利リスク調整のため、ユーロ建ての国債先物取引等を利用することがあります
- ③ 為替については、ユーロ建資産の投資比率を 100%に近づけることを基本とします。

- ④~⑤(ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定)
- [ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド]
- ① 主として英ポンド建公社債(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された 証券を含みます。以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等 の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着 実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3 以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
  - ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
  - ハ. 国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準ずると 判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、 一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の 10%程度を上限とし ます。
  - ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から 5(年)程度の範囲を基本とします。
  - ホ. 金利リスク調整のため、英ポンド建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 外貨建資産の投資にあたっては、英ポンド建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- ④ 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ⑤(ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定)
- 「ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド】
- ① 主としてヨーロッパの通貨建ての公社債(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 各通貨圏別の投資比率については、北欧・東欧通貨圏の通貨(注 1)を信託財産の純資産総額の 60%程度、ユーロ等(注 2)を信託財産の純資産総額の 40%程度とすることを基本とします。(ただし、北欧・東欧通貨圏の対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて各通貨圏別の配分比率を見直します。)
    - 注1: 当ファンドにおける北欧・東欧通貨圏の通貨とは、主として、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、チェコ、ポーランドおよびハンガリー等の通貨を指しますが、この他、委託会社が北欧・東欧通貨圏の通貨に相当すると判断したヨーロッパの通貨を含みます。
    - 注 2:ヨーロッパ各国の金利水準が大きく変わる等、市場環境等によっては、ユーロに投資する比率の制約の範囲内で、ユーロ・北欧・東欧通貨圏以外のヨーロッパの通貨に投資することがあります。
  - ロ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。
  - ハ. ただし、国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに 準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等 (以下「国家機関等の公社債等」といいます。)については、取得時においてA 格相当以上とすることを基本とします。
  - 二. 国家機関等の公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の 純資産総額の10%程度を上限とします。
  - ホ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から7(年)程度の範囲を基本とします。
  - へ. 金利リスク調整のため、ヨーロッパの通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

	<ul><li>③ 為替については、ヨーロッパの通貨建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。</li><li>④ 有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定および格付けの定義は、委託会社の社内規則に則って行ないます。</li><li>⑤(ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定)</li></ul>
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 3 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	<ul><li>① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。</li><li>② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。</li></ul>
信託期間	無期限(2006年9月28日当初設定)
決 算 日	毎月5日(第1計算期間は2006年11月5日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.396%(税抜 0.36%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

## 10. T. ロウ・プライス新興国債券オープンM (F0Fs 用) (適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に実質的に投資を行うことにより、安定的かつ高水準のインカム収益の確保と信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	新興国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投 資 態 度	<ul> <li>① 新興国債券マザーファンドを通じて、主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。(米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。)</li> <li>② JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。</li> <li>③ 実質外貨建資産については、原則として為替へッジを行いません。</li> <li>④ 資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。</li> <li>⑤ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。</li> </ul>
マザーファンドの 投 資 態 度	① 主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。(米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。) ② JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。 ③ 組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

1	
	に委託します。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間、残存元本等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul> <li>① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>② 株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>④ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>⑤ 外貨建資産への実質投資には制限を設けません。</li> <li>⑥ デリバティブの活用はヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>
収益の分配	① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。 ② 安定した分配を継続的に行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限(平成19年8月10日当初設定)
決 算 日	毎月5日(第1計算期間は平成19年9月5日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.649%(税抜 0.59%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社: 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 受託会社: 三井住友信託銀行株式会社 (マザーファンドの投資顧問会社: ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド)
ベンチマーク	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)
ベンチマークについて	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(JP モルガン EMBI グローバル・ダイバーシファイド)とは、J.P. Morgan Securities LLC が公表する債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)とは、米ドルベースの JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドを三井住友DSアセットマネジメント株式会社が円換算したものです。

## 11. ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM(F0Fs 用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	新興国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用し、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行ないます。 ② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

	<ul><li>④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</li><li>⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</li><li>⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。</li></ul>
マザーファンドの 投 資 態 度	<ul> <li>① 主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。</li> <li>※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用し、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行ないます。</li> <li>② 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</li> <li>③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</li> <li>④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</li> </ul>
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信 託 期 間	無期限(2014年2月10日当初設定)
決 算 日	毎月8日(第1計算期間は2014年3月8日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.33%(税抜 0.3%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

## 12. ブランディワイン外国債券ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	当ファンドは、主に「ブランディワイン外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。
主要投資対象	ブランディワイン外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投 資 態 度	<ul><li>① ブランディワイン外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li><li>② ブランディワイン外国債券マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</li></ul>

	③ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの 投 資 態 度	<ul> <li>① 主に、日本を除く世界の公社債に投資します。</li> <li>② 外貨建資産の為替へッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することがあります。</li> <li>③ 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格(BBB-/Baa 3以上)の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に投資します。</li> <li>④ 運用の指図に関する権限をブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託します。</li> </ul>
主な投資制限	<ul> <li>① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>② 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>③ 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</li> <li>④ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>⑥ 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。</li> <li>⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ul>
収益の分配	① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
信 託 期 間	無期限(2014年3月10日当初設定)
決 算 日	毎年3月15日(休業日の場合翌営業日)(第1計算期間は2015年3月16日まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.418% (税抜 0.38%)の率を乗じて得た額とします。他に組入有価証券売買時の売買委託手数料等、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。純資産総額の年率 0.05%を合計上限額とします。)が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社:ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネ ジメント・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク に つ い て	該当事項はありません。

## 13. ダイワ中長期世界債券ファンド(F0Fs 用)(適格機関投資家専用)

	形 態	追加型株式投資信託
	運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
	主要投資対象	世界債券(5年超)マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券
	投 資 態 度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長

	期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ③ マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの 投 資 態 度	<ul> <li>① 主として、先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。</li> <li>② 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</li> <li>③ 外貨建資産の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。</li> <li>④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</li> <li>⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</li> </ul>
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	<ul><li>① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。</li><li>② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。</li></ul>
信 託 期 間	無期限(2018年9月10日当初設定)
決 算 日	毎年5月14日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.2981% (税抜 0.271%) の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク に つ い て	該当事項はありません。

## 14. ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ (FOFs用)

形態/表示诵貨	アイルランド籍外国投資証券/米ドル建て
心思/ 44 小世貝	And the state of t
運用の基本方針	収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
主要投資対象	主に、欧米の企業により発行された投資適格格付未満に格付された高利回りの債券に投資します。また、固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。
投 資 態 度	①主に、欧米の企業により発行された投資適格格付未満に格付された高利回りの債券に投資します。 ②固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。 ③外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の 10%を超える借入れは行いません。(一時的に 10%を超える場合を除く。) ③一発行会社の発行する株式について、発行済総株数の 50%を超えて当該発行会社の株式に投資は行いません。 ④私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等流動性に欠ける資産について、純資産総額の10%を超える投資は行いません。 ⑤一発行会社の発行する有価証券について、純資産総額の10%を超える投資は行いません。
収益の分配	原則として毎月分配を行う方針です。
信託期間	無期限(クラス設定日:2008年2月12日)
決 算 日	原則として毎年 12 月 31 日
管理報酬等	投資顧問会社報酬: 年率 0.75% 管理事務代行および保管報酬: 年 0.15%を上限とし、年 3 万米ドルを下限とします。 その他の諸費用:管理会社報酬、登録・名義書換事務代行報酬及び受益者サービス報酬のほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。)は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、有価証券等売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
ファンドの関係法人	管理会社:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド 投資顧問会社:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル 副投資顧問会社:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
ベンチマーク	ブルームバーグ US コーポレート・ハイ・イールド・インデックス
について	ブルームバーグ US コーポレート・ハイ・イールド・インデックスとは、米ドル建てハイ・イールド債市場のパフォーマンスをあらわすものです。 ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。
(注)上記投資信託証	券の純資産価格については、算出日における当該投資信託証券への資金の流出入の動向を反

(注)上記投資信託証券の純資産価格については、算出日における当該投資信託証券への資金の流出入の動向を反映して、一定の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

### 15. $\vec{y}$ $\vec{y$

形態	証券投資信託/親投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所(※)上場(上場予定を含みます。以下同じ。)の不動産投

	資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。) ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引 法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買ま たは金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場 および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。
投 資 態 度	<ul> <li>① わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。</li> <li>② 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。</li> <li>イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。</li> <li>ロ. 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。</li> <li>③ 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。</li> <li>④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul> <li>① 株式への直接投資は、行ないません。</li> <li>② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</li> <li>④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。</li> <li>⑤ 先物取引 委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。)および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。</li> <li>1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。</li> <li>2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。</li> </ul>
収益の分配	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。
信 託 期 間	無期限(2005年11月14日当初設定)
決 算 日	毎年5月10日および11月10日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

## 16. ダイワ海外REIT・マザーファンド

形 態	証券投資信託/親投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	海外の金融商品取引所(※)上場(上場予定を含みます。以下同じ。)および店頭登録(登録予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券または不動産

	投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。) ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引 法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買ま たは金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場 および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。
投 資 態 度	<ul> <li>①主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。</li> <li>②投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。イ. S&amp;P先進国REIT指数(除く日本、円換算)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。</li> <li>ロ. 個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。</li> <li>③ 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&amp;スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。</li> <li>④ 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。</li> <li>⑤ 外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。</li> <li>⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul><li>① 株式への直接投資は、行ないません。</li><li>② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</li><li>③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li></ul>
収益の分配	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。
信託期間	無期限(2006年11月28日当初設定)
決 算 日	毎年3月15日および9月15日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク
ベンチマーク	S&P先進国REIT指数(除<日本、円換算)
ベンチマークについて	S&P先進国REIT指数(除く日本、円換算)の所有権およびその他一切の権利は、 S&P Dow Jones Indices LLC が有しています。 S&P Dow Jones Indices LLC は、同指数の算出にかかる誤謬等に関し、いかなる者に対しても責任を負うものではありません。

## 17. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

形態	証券投資信託/親投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	海外の金融商品取引所(※)上場(上場予定を含みます。以下同じ。)および店頭登録(登録予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号中に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。
投 資 態 度	<ul><li>① 海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。</li><li>② 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。</li></ul>

	イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤ 外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	<ul><li>① 株式への直接投資は、行ないません。</li><li>② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</li><li>③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li></ul>
収益の分配	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。
信 託 期 間	無期限(2005年6月24日当初設定)
決 算 日	毎年3月15日および9月15日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク に つ い て	該当事項はありません。

## 18. Daiwa "RICI" Fund (ダイワ"RICI" ファンド)

形態/表示通貨		負	ケイマン籍の外国証券投資信託/米ドル建て	
運	用	目	的	投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数("RICI")に連動することをめざします。
投			針	<ul> <li>① 信託財産の純資産総額の50%以上を米ドル建て公社債等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することで、ロジャーズ国際コモディティ指数("RICI")に連動する投資成果をめざします。</li> <li>② 米ドル建て短期公社債等への投資にあたっては、主に1年以内に償還を迎える米ドル建て短期公社債等に投資します。また、投資対象には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書などへの投資も含みますが、これに限定いたしません。</li> <li>③ 信託財産の純資産総額の50%未満の部分で商品先物取引および商品先渡取引に投資します。</li> <li>④ 当ファンドの純資産に占める、商品先物取引および商品先渡取引等の証拠金の割合はおおよそ10-30パーセントの範囲でおこないます。(また、最大でも、純資産の50%以下とします。)</li> <li>⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</li> <li>⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。</li> </ul>
設	;	定	日	2006年11月13日
決	1	算	日	毎年4月30日
管	理	報酬	等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 管理報酬等:0.415%(管理会社代行サービス報酬を含みます。) 受託報酬等:0.175%(管理事務代行報酬および資産保管会社の報酬を含みま

	す。) 運用報酬等:0.41% 合計:1.00% その他、外国投資信託に関する租税、設立費用・登録料、監査費用、有価証券の売 買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの関係法人	
ロジャーズ国際 コモディティ指数 ("RICI")とは	・RICI は、世界中の経済活動に広く利用されているコモディティ(商品)の値動きを表します。 ・RICI は、1998 年 8 月より計算および公表を行なっております。 ・RICI を構成する品目とその比率は、ジム・ロジャーズが議長をつとめる RICI 委員会において、各品目の需要見通しおよび先物市場の流動性等を勘案して決定されます。 ・RICI は、投資可能性を考慮に入れた実用性の高い指数です。
注記	「Daiwa"RICI"Fund」はJames Beeland Rogers、Jim Rogers またはBeeland Interests、Inc. (以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。)により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beeland はファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。Beeland は Rogers International Commodity Index の決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beeland はファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが逸金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beeland はファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers」、「Rogers International Commodity Index」および「RICI」は、James Beeland Rogers、Jim Rogers または Beeland Interests、Inc.のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

#### [指定投資信託証券の委託会社等について]

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

#### シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

平成11年11月 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

平成11年12月 投資顧問業(助言)登録

平成12年5月 投資一任業務認可取得

平成13年4月 投資信託委託業認可取得

平成19年9月 金融商品取引法施行にともなう金融商品取引業者の登録

#### アセットマネジメント One 株式会社

1985 年 7 月 1 日 会社設立

1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・

アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、

商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマ

#### ネジメント株式会社」に商号変更

2016 年 10 月 1 日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、 新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)が統合 し、商号をアセットマネジメント One 株式会社に変更

#### 大和アセットマネジメント株式会社

- 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
- 1960年2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1960 年 4 月 1 日 営業開始
- 1985年11月8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
- 1995 年 5 月 31 日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧 問業の登録を受ける。
- 1995 年 9 月 14 日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資ー 任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 2007年9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

2020年4月1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

#### ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー

- 1989年 米国のマサチューセッツ州ボストン市で創業。米国株式戦略の運用を開始
- 1995年 アルゴリズム・トレーディングを導入
- 1998年 米国以外の株式戦略の運用を開始
- 2004 年 プライベート・エクイティ会社の TA アソシエイツがニューメリック株式の 50%超の 株式を取得
- 2010年 新興国株式戦略の運用を開始
- 2014年 ロンドン上場の運用会社マン・グループがニューメリック株式の82%を取得、グループ傘下に統合
- 2019年 マン・グループがニューメリックの全株式を取得

#### マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

- 2004年4月8日 エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
- 2005年10月7日 社団法人日本証券投資顧問業協会※加入
- 2007年9月30日 投資運用業、投資助言・代理業登録
- 2011年1月11日 マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- 2016年4月28日 第二種金融商品取引業登録
- 2016年7月1日 マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人 投資信託協会加入
- 2017年10月 2日 一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入
- 2020年4月1日マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
- ※2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

#### 明治安田アセットマネジメント株式会社

- 1986年11月 コスモ投信株式会社設立
- 1998年10月 ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投資顧問株式会社」に変更

2000年2月 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナ

一・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009 年 4 月 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント

株式会社」に変更

#### 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株

式会社へ商号変更

2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイグローバル投信株式会

社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変

更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジ

メント株式会社に商号変更

#### フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

1998年4月28日 会社設立

1998年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

1998 年 11 月 30 日 投資顧問業登録

1999年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

1999年10月1日 スミス バーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスビーシティ・アセッ

ト・マネジメント株式会社」に社名変更

2001年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2006年1月1日 「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2007年9月30日 金融商品取引業登録

2021年4月1日 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリ

ン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に社名変更

#### ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年2月6日 会社設立

平成14年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴー

ルドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

#### ニッセイアセットマネジメント株式会社

1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社(後のニッセイ投資顧問株

式会社)が設立され、投資顧問業務を開始

1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託

業務を開始

1998 年 7 月 1 日 ニッセイ投信株式会社(存続会社)とニッセイ投資顧問株式会社(消滅

会社)が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一

#### 3【投資リスク】

#### (1)価額変動リスク

当ファンドは、主として、内外の株式・債券・不動産投資信託証券およびコモディティ(商品先物取引等)を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、 短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥っ た場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場 合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国の株式 市場は、欧米等の先進国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低 いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、 価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

② 公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)(ハイ・イールド債や新興国公社債等の格付けの低い公社債については、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

- ③ リート (不動産投資信託) への投資に伴うリスク
  - イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。
    - ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
    - ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する 投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。
  - ロ. リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。
    - ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
    - ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定さ

れます。

- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。 したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが 考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する 可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえ ます。
- ハ. リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に 影響を与えることが想定されます。
  - ・その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの 価格や配当が影響を受けることが考えられます。
  - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることも あります。
- 二.組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
- ④ 商品先物取引等による運用に伴うリスク

商品先物等の取引価格は、さまざまな要因(商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等)に基づき変動します(個々の品目により具体的な変動要因は異なります。)。

当ファンドでは、投資するファンドを通じて商品先物取引等による運用を行ないますので、 基準価額は、商品先物ポートフォリオの構成品目の値動きの影響を受けて変動します。

当ファンドの基準価額は、商品先物市場の変動の影響を受け、投資元本を下回ることがあります。

その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。

- ・商品先物は、米ドル、カナダ・ドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。
- ・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等のさまざまな 要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。
- ・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限(1 営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則)などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。
- ・ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、 指数の構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。
- ・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす 可能性があります。
- ⑤ 外国証券への投資に伴うリスク

#### イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するため の為替へッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レ ートの変動の影響を直接受けます。

#### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、 または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、 方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国においては、欧米等の先進国と比較して、非常事態など(金融危機、デフォルト、 重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の 変更、戦争など)の発生や、証券の決済の遅延・不能等の発生の可能性が高く、より大きな カントリー・リスクが伴い、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

#### ⑥ その他

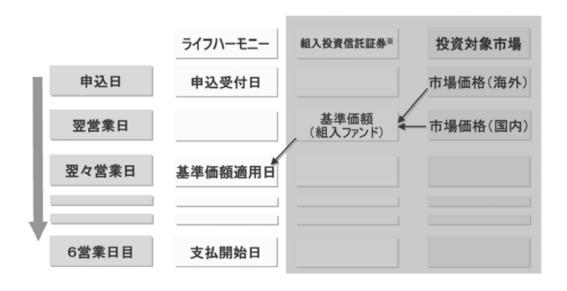
- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債 務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落 する要因となります。

#### (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあります。
- ② 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。
- ◎基準価額算出日および換金代金の支払日について

- 一般的な投資信託の基準価額は、当日のわが国の市場価格に基づいて計算されます。
   (海外の有価証券については、時差の関係から前日の市場価格等取得可能な直近の価格に基づいて計算されます。)
- 当ファンドの基準価額は、組入投資信託証券\*の前営業日の基準価額に基づき算出されます。このため、 株式、公社債等の有価証券の価格が当ファンドの基準価額に反映されるのは、一般的な投資信託と比較して1営業日遅れることとなります。
- 当ファンドの購入、換金を行なう場合、上記の理由により、申込受付日の翌々営業日の基準価額による設定、解約とし、一般的な投資信託と比較して有価証券の価格が1営業日遅れて反映されることに対応しています。
- なお、換金代金については、原則として換金の申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。



※マザーファンドおよび外国籍の投資信託証券を除きます。マザーファンドについては、計算日の基準価額、 また、外国籍の投資信託証券については、計算時において知りうる直近の日の基準価額となります。

#### (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

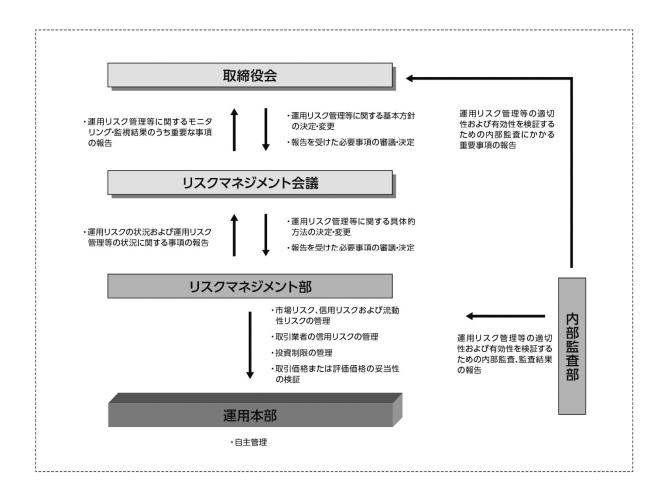
#### ※ 流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合 や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が 低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまう リスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

#### (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制(※)は、以下のとおりとなっています。



#### ※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、 監督します。

## 参考情報

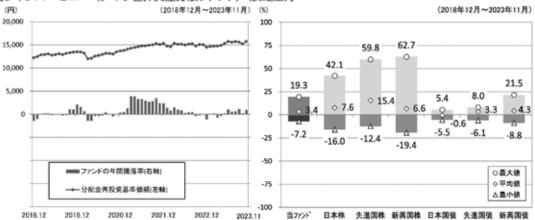
●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率 (各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

#### ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

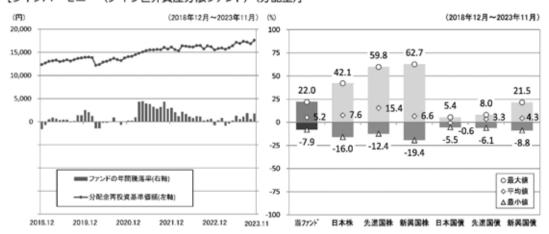
#### 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較







#### [ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)]



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

#### ※資産クラスについて

日本株:配当込みTOPIX

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ペース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)

新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイパーシファイド (円ベース)

#### ※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ および同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。 J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、選延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」) が開発した指数です。本ファンドは、MSCIIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文については こちらをご覧ください。 ( https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html ) ●NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの適用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガパメント・ボンド・インデックス エマージングマーケッツ グローバル ダイパーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016、J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

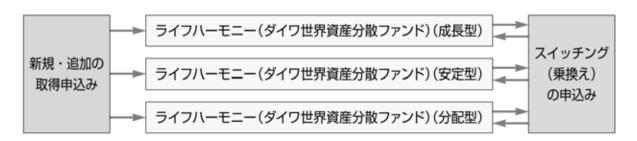
販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%(税抜 2.0%)となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

#### <スイッチング(乗換え)について>

- ・「ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型)」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同(安定型)」または「同(分配型)」の受益権の取得申込みを行なうこと、「ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同(成長型)」または「同(分配型)」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同(成長型)」または「同(安定型)」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング (乗換え) の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申 込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング (乗換え) にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング (乗換え) の金額から差引かせていただきます。スイッチング (乗換え) によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。



申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の 対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

#### (2)【換金(解約)手数料】

- 換金手数料
   ありません。
- ② 信託財産留保額 ありません。

#### (3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.276% (税抜 1.16%) を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

年率 0.47%	年率 0.65%	年率 0.04%
(税抜)	(税抜)	(税抜)

- ※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社 が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 当ファンドの投資助言を行なう株式会社 大和ファンド・コンサルティングに対して、日々の純資産総額に年率 0.154% (税抜 0.14%) を乗じた額を、委託会社が受ける信託報酬から支払うものとします。
- ⑥ 委託会社は、「ダイワ海外REIT・マザーファンド」および「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社(コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク)が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年率 0.57%以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年 3 月 15 日および 9 月 15 日または信託終了のときに行なうものとします。
- ⑦ 当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても 信託報酬等がかかります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬(年率)について、株式会社 大和ファンド・コンサルティングが試算した概算値は以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬(年率)は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬(税込、年率)の概算値 (2023 年 12 月時点)					
ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型)	1.917%(1.2760%~2.4260%)程度				
ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド) (安定型)	1.726%(1.2760%~2.2891%)程度				
ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド) (分配型)	1.720%(1.2760%~2.2891%)程度				

#### [実質的な信託報酬について]



- ※信託報酬は税込、年率です。
- (注1)国内籍投資信託の場合、信託報酬のほか、監査報酬等の費用が別途かかります。また、 外国籍投資信託/投資法人の場合、外国籍投資信託/投資法人の設立費用、監査費用等 の費用が別途かかります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。
- (注 2) 各指定投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「<参考>指定投資 信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は今後変更となる場合もあります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運 用報告書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供

等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に かかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信 託財産中より支弁します。
  - (※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

#### <投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬等を支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ① 個人の投資者に対する課税
  - イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20% (所得税 15%および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

#### 口. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料 (税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税 15% および地方税 5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%(所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%)となります。

#### ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社

債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

#### ※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」について

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を 購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

#### ② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%(所得税 15%)の税率で源泉徴収(※)され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

#### <注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

#### <注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- (※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- (※)上記は、2023年11月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。



(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めし

ます。

#### 5【運用状況】

### 【ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型)】

## (1) 【投資状況】 (2023年11月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)	
投資信託受益証券		3,327,683,986	86.14	
	内 日本	3,216,867,565	83.27	
	内 ケイマン諸島	110,816,421	2.87	
投資証券	投資証券		4.52	
	内 アイルランド	174,739,218	4.52	
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券		7.90	
	内 日本	305,189,646	7.90	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		55,602,779	1.44	
純資産総額		3,863,215,629	100.00	

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

#### (2) 【投資資産】 (2023年11月30日現在)

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株 式ファンド	日本	投資信託 受益証券	725,916,866	1.4558 1,056,846,486		27.18
2	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	日本	投資信託 受益証券	230,500,351	2.1163 487,824,363		12.70
3	日本長期成長株集中投資ファンド	日本	投資信託 受益証券	179,463,301	2.4819 445,417,277	2.5782 462,692,282	11.98
4	ダイワ/GQGグローバル・エクイティ	日本	投資信託 受益証券	175,448,880	2.1530 377,757,178		9.71
5	J Flag 中小型株ファンド	日本	投資信託 受益証券	44,254,494	5.0594 223,903,243		6.01
6	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	194,927,542	1.1536 224,875,213		5.87
7	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託 受益証券	179,941,967	1.0469 188,382,887	1.0593 190,612,525	4.93
8	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	54,469,768	3.4807 189,595,742		4.92
9	ダイワ海外REIT・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	39,237,758	2.9286 114,911,698		2.98

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
10	ブランディワイン外国債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	77,603,992	1.4457 112,196,831	1.4643 113,635,525	2.94
11	DAIWA RICI FUND	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	8,380.73	13,351.01 111,891,207	,	2.87
	MAN FUNDS PLC MAN NUMERIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY SHARES	アイルラン ド	投資証券	7,282.93	12,906.00 93,993,520	,	9 45
13	GLOBAL HIGH YLD PORT2	アイルラン ド	投資証券	8,041.93	9,791.47 78,742,362	,	2.071
14	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	日本	投資信託 受益証券	74,845,730	1.0101 75,602,462	1.0064 75,324,742	1.95

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	86.14%
投資証券	4.52%
親投資信託受益証券	7.90%
合計	98.56%

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## ハ. 投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第 15 計算期間末 (2014 年 5 月 15 日)	10,425,513,288	10,436,069,181	0.9876	0.9886
第 16 計算期間末 (2014 年 11 月 17 日)	9,749,241,076	10,299,146,104	1.0637	1.1237
第 17 計算期間末 (2015 年 5 月 15 日)	9,123,493,541	9,813,777,065	1.0574	1.1374
第 18 計算期間末 (2015 年 11 月 16 日)	8,530,428,980	8,538,681,137	1.0337	1.0347
第 19 計算期間末 (2016 年 5 月 16 日)	7,794,904,371	7,802,887,696	0.9764	0.9774
第 20 計算期間末 (2016 年 11 月 15 日)	7,218,423,187	7,225,886,102	0.9672	0.9682
第 21 計算期間末 (2017 年 5 月 15 日)	7,083,105,625	7,246,613,343	1.0830	1.1080
第 22 計算期間末 (2017 年 11 月 15 日)	6,395,830,634	6,508,051,927	1.1399	1.1599
第 23 計算期間末 (2018 年 5 月 15 日)	6,254,928,722	6,260,273,059	1.1704	1.1714
第 24 計算期間末 (2018 年 11 月 15 日)	5,672,872,348	5,677,980,999	1.1104	1.1114
第 25 計算期間末 (2019 年 5 月 15 日)	5,187,018,938	5,191,778,639	1.0898	1.0908
第 26 計算期間末 (2019 年 11 月 15 日)	4,990,824,952	5,056,392,114	1.1418	1.1568
第 27 計算期間末 (2020 年 5 月 15 日)	4,016,655,408	4,020,670,525	1.0004	1.0014
第 28 計算期間末 (2020 年 11 月 16 日)	4,574,379,606	4,593,608,086	1.1895	1.1945
第 29 計算期間末 (2021 年 5 月 17 日)	4,347,059,545	4,809,755,504	1.2214	1.3514
第 30 計算期間末 (2021 年 11 月 15 日)	4,330,231,250	4,780,835,712	1.2493	1.3793
第 31 計算期間末 (2022 年 5 月 16 日)	3,789,948,362	3,978,036,276	1.1082	1.1632
第 32 計算期間末 (2022 年 11 月 15 日)	3,751,084,200	3,953,710,558	1.1107	1.1707
2022年11月末日	3,809,356,675	_	1.1152	_

	/+ /ht す (小 ht	<b>ルキンか すいいかこ</b>	1 11 11 2 10 0	1 - V/2 10 -
	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
12 月末日	3,577,507,872	_	1.0546	_
2023年1月末日	3,684,242,358	_	1.0864	_
2月末日	3,704,793,286	_	1.0887	_
3月末日	3,679,775,787	_	1.0848	_
4月末日	3,732,668,757	_	1.1043	_
第 33 計算期間末	3,704,891,710	3,805,900,840	1.1004	1.1304
(2023年5月15日)	0,101,001,110	0,000,000,010	111001	1.1001
5月末日	3,851,738,717	_	1.1401	_
6月末日	3,969,693,154	_	1.1916	_
7月末日	3,948,413,136	_	1.1853	_
8月末日	3,993,244,227	_	1.2087	_
9月末日	3,961,872,408	_	1.1937	_
10 月末日	3,804,282,919	_	1.1531	_
第 34 計算期間末 (2023 年 11 月 15 日)	3,779,946,040	3,994,220,709	1.1466	1.2116
11 月末日	3,863,215,629	_	1.1522	_

## ② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第 15 計算期間	0.0010
第 16 計算期間	0.0600
第17計算期間	0.0800
第 18 計算期間	0.0010
第 19 計算期間	0.0010
第 20 計算期間	0.0010
第 21 計算期間	0.0250
第 22 計算期間	0.0200
第23計算期間	0.0010
第 24 計算期間	0.0010
第 25 計算期間	0.0010
第 26 計算期間	0.0150
第27計算期間	0.0010
第 28 計算期間	0.0050
第 29 計算期間	0.1300
第 30 計算期間	0.1300
第 31 計算期間	0.0550
第 32 計算期間	0.0600
第 33 計算期間	0.0300
第 34 計算期間	0.0650

## ③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 15 計算期間	4.1
第 16 計算期間	13.8
第 17 計算期間	6.9
第 18 計算期間	△2.1
第 19 計算期間	△5.4
第 20 計算期間	△0.8
第 21 計算期間	14.6
第 22 計算期間	7.1
第 23 計算期間	2.8
第 24 計算期間	△5.0
第 25 計算期間	△1.8
第 26 計算期間	6.1
第 27 計算期間	△12.3
第 28 計算期間	19.4
第 29 計算期間	13.6
第 30 計算期間	12.9
第 31 計算期間	△6.9
第 32 計算期間	5.6
第 33 計算期間	1.8
第 34 計算期間	10.1

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 15 計算期間	48,015,562	1,150,066,823
第 16 計算期間	15,931,238	1,406,740,996
第17計算期間	164,280,572	700,820,321
第 18 計算期間	174,387,524	550,774,206
第19計算期間	50,452,144	319,284,268
第 20 計算期間	9,999,089	530,408,873
第 21 計算期間	43,278,982	965,885,701
第 22 計算期間	47,944,322	977,188,397
第 23 計算期間	48,506,858	315,234,520
第 24 計算期間	46,096,581	281,781,954
第 25 計算期間	13,717,579	362,667,465
第 26 計算期間	11,771,989	400,329,593
第27計算期間	28,546,697	384,573,761
第 28 計算期間	19,777,139	189,198,190
第 29 計算期間	24,348,630	310,844,978
第 30 計算期間	124,737,811	217,749,326
第 31 計算期間	121,467,580	167,875,481
第 32 計算期間	94,698,415	137,372,717
第 33 計算期間	104,211,832	114,346,793
第 34 計算期間	105,826,996	176,264,621

#### (参考情報) 運用実績

#### ●ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型)

2023年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

#### 基準価額・純資産の推移



<sup>※</sup>上記の「基準価額の機落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の機落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

#### 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 950円 設定来分配金合計額: 7,360円

決算期												第 34 期 23年11月
分配金	10円	10円	10円	150円	10円	50円	1,300円	1,300円	550円	600円	300円	650円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

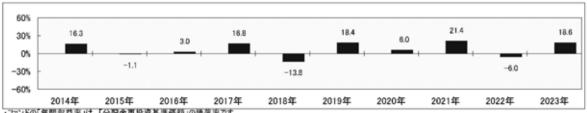
#### 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産クラス別構成	ファンド数	比率	組入上位10ファンド	資産クラス	比率
外国株式	3	39.3%	ニッセイ/サンダース・グローバルパリュー株式ファンド	外国株式	27.2%
国内株式	3	30.7%	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	国内株式	12.7%
外国債券	4	12.8%	日本長期成長株集中投資ファンド	国内株式	12.0%
国内債券	1	4.9%	ダイワ/GQGグローバル・エクイティ	外国株式	9.7%
国内リート	1	4.9%	J Flag 中小型株ファンド	国内株式	6.0%
外国リート	1	3.0%	ダイワ中長期世界債券ファンド	外国债券	5.9%
コモディティ	1	2.9%	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	国内債券	4.9%
			ダイワJーREITアクティブ・マザーファンド	国内リート	4.9%
			ダイワ海外REIT・マザーファンド	外国リート	3.0%
コール・ローン、その他		1.4%	ブランディワイン外国債券ファンド	外国債券	2.9%
合計	14	100.0%	合計		89.2%

#### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の機落率です。・2023年は11月30日までの機落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 【ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)】

### (1) 【投資状況】 (2023年11月30日現在)

#### 投資状況

投	資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		1,116,031,215	88.91
	内 日本	1,052,152,597	83.83
	内 ケイマン諸島	63,878,618	5.09
投資証券		28,015,328	2.23
	内 アイルランド	28,015,328	2.23
親投資信託受益証券		97,926,247	7.80
	内 日本	97,926,247	7.80
コール・ローン、その他	也の資産(負債控除後)	13,204,589	1.05
純資産総額		1,255,177,379	100.00

<sup>(</sup>注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### (2) 【投資資産】 (2023年11月30日現在)

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM	日本	投資信託 受益証券	202,024,574	1.1476 231,843,401	1.1594 234,227,291	18.66
2	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託 受益証券	210,412,167	1.0465 220,196,332	1.0593 222,889,608	17.76
3	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	128,976,229	1.1535 148,774,080	1.1634 150,050,944	11.95
4	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	日本	投資信託 受益証券	40,636,437	2.1160 85,986,700	2.1278 86,466,210	6 89
5	ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式フ ァンド	日本	投資信託 受益証券	51,282,809	1.4559 74,662,641	1.4467 74,190,839	5.91
6	DAIWA RICI FUND	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	4,830.96	13,351.01 64,498,163	13,222.76 63,878,618	5 09
7	日本長期成長株集中投資ファンド	日本	投資信託 受益証券	24,307,853	2.4810 60,307,783	2.5782 62,670,506	4.99
8	ダイワ/GQGグローバル・エクイティ	日本	投資信託 受益証券	29,285,729	2.1532 63,058,031	2.1374 62,595,317	4.99
9	ブランディワイン外国債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	42,694,000	1.4456 61,718,446	1.4643 62,516,824	4.98
10	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	日本	投資信託 受益証券	60,950,363	1.0101 61,565,961	1.0064 61,340,445	4.89

<sup>(</sup>注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
11	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	17,468,024	3.4812 60,809,685	3.4927 61,010,567	4.86
12	ダイワ海外REIT・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	12,601,789	2.9286 36,905,599		2.94
13	J Flag 中小型株ファンド	日本	投資信託 受益証券	6,710,242	5.0561 33,927,654	5.2464 35,204,613	2.80
14	GLOBAL HIGH YLD PORT2	アイルラン ド	投資証券	2,814.07	9,791.47 27,553,869	,	2.23

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	88.91%
投資証券	2.23%
親投資信託受益証券	7.80%
合計	98.95%

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## ハ. 投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

#### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第 15 計算期間末 (2014 年 5 月 15 日)	3,330,350,755	3,347,025,694	0.9986	1.0036
第 16 計算期間末 (2014 年 11 月 17 日)	2,853,730,721	2,948,395,196	1.0551	1.0901
第 17 計算期間末 (2015 年 5 月 15 日)	2,493,911,395	2,601,537,587	1.0427	1.0877
第 18 計算期間末 (2015 年 11 月 16 日)	2,352,412,363	2,363,933,180	1.0209	1.0259
第 19 計算期間末 (2016 年 5 月 16 日)	2,225,469,232	2,236,561,474	1.0032	1.0082
第 20 計算期間末 (2016 年 11 月 15 日)	2,107,897,897	2,118,676,693	0.9778	0.9828
第 21 計算期間末 (2017 年 5 月 15 日)	2,144,337,668	2,154,661,621	1.0385	1.0435
第 22 計算期間末 (2017 年 11 月 15 日)	2,079,117,602	2,098,630,662	1.0655	1.0755
第 23 計算期間末 (2018 年 5 月 15 日)	2,000,464,969	2,009,797,874	1.0717	1.0767
第 24 計算期間末 (2018 年 11 月 15 日)	1,818,142,899	1,826,877,868	1.0407	1.0457
第 25 計算期間末 (2019 年 5 月 15 日)	1,733,241,104	1,741,603,819	1.0363	1.0413
第 26 計算期間末 (2019 年 11 月 15 日)	1,714,823,978	1,730,896,780	1.0669	1.0769
第 27 計算期間末 (2020 年 5 月 15 日)	1,323,087,148	1,329,909,643	0.9697	0.9747
第 28 計算期間末 (2020 年 11 月 16 日)	1,435,131,227	1,441,888,367	1.0619	1.0669
第 29 計算期間末 (2021 年 5 月 17 日)	1,433,260,457	1,498,810,508	1.0933	1.1433
第 30 計算期間末 (2021 年 11 月 15 日)	1,414,698,021	1,490,900,915	1.1139	1.1739
第 31 計算期間末 (2022 年 5 月 16 日)	1,350,603,813	1,369,641,268	1.0642	1.0792
第 32 計算期間末 (2022 年 11 月 15 日)	1,316,866,602	1,329,279,154	1.0609	1.0709
2022年11月末日	1,336,689,890	_	1.0636	_

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
12 月末日	1,286,590,844	_	1.0233	_
2023年1月末日	1,301,104,036	_	1.0364	_
2月末日	1,290,447,443	_	1.0395	_
3月末日	1,295,208,298	_	1.0415	_
4月末日	1,285,084,787	_	1.0515	_
第 33 計算期間末 (2023 年 5 月 15 日)	1,296,157,337	1,302,269,206	1.0604	1.0654
5月末日	1,305,399,058	_	1.0748	_
6月末日	1,328,546,724	_	1.1072	_
7月末日	1,308,437,244	_	1.0947	_
8月末日	1,321,746,628	_	1.1062	_
9月末日	1,271,359,482	_	1.0954	_
10 月末日	1,232,555,950	_	1.0700	_
第 34 計算期間末 (2023 年 11 月 15 日)	1,244,271,181	1,261,456,986	1.0860	1.1010
11 月末日	1,255,177,379	_	1.0922	_

# ② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第 15 計算期間	0.0050
第 16 計算期間	0.0350
第 17 計算期間	0.0450
第 18 計算期間	0.0050
第 19 計算期間	0.0050
第 20 計算期間	0.0050
第 21 計算期間	0.0050
第 22 計算期間	0.0100
第 23 計算期間	0.0050
第 24 計算期間	0.0050
第 25 計算期間	0.0050
第 26 計算期間	0.0100
第 27 計算期間	0.0050
第 28 計算期間	0.0050
第 29 計算期間	0.0500
第 30 計算期間	0.0600
第 31 計算期間	0.0150
第 32 計算期間	0.0100
第 33 計算期間	0.0050
第 34 計算期間	0.0150

## ③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 15 計算期間	3.3
第 16 計算期間	9.2
第17計算期間	3.1
第 18 計算期間	△1.6
第 19 計算期間	△1.2
第 20 計算期間	△2.0
第 21 計算期間	6.7
第 22 計算期間	3.6
第 23 計算期間	1.1
第 24 計算期間	△2.4
第 25 計算期間	0.1
第 26 計算期間	3.9
第 27 計算期間	△8.6
第 28 計算期間	10.0
第 29 計算期間	7.7
第 30 計算期間	7.4
第 31 計算期間	△3.1
第 32 計算期間	0.6
第 33 計算期間	0.4
第 34 計算期間	3.8

# (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 15 計算期間	83,730,302	510,925,575
第 16 計算期間	24,101,970	654,390,651
第 17 計算期間	87,464,974	400,471,118
第 18 計算期間	48,196,323	135,725,931
第 19 計算期間	27,879,739	113,594,834
第 20 計算期間	21,390,464	84,079,537
第21計算期間	59,154,030	150,122,787
第 22 計算期間	8,591,119	122,075,695
第23計算期間	17,310,146	102,035,162
第 24 計算期間	77,379,933	196,967,008
第 25 計算期間	34,757,096	109,207,964
第 26 計算期間	12,757,045	78,019,921
第27計算期間	11,341,880	254,122,992
第 28 計算期間	25,907,745	38,978,788
第29計算期間	42,215,186	82,642,219
第 30 計算期間	21,480,260	62,433,045
第 31 計算期間	108,717,311	109,601,860
第32計算期間	71,303,201	99,211,649
第33計算期間	53,238,037	72,119,350
第 34 計算期間	10,285,569	86,939,109

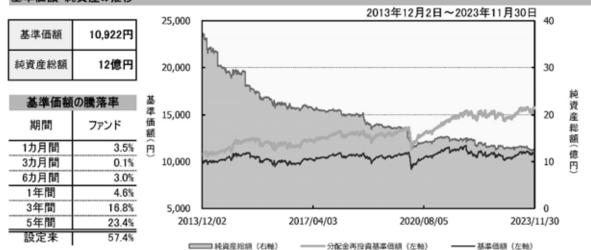
## (参考情報) 運用実績

### ●ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)

2023年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

#### 基準価額・純資産の推移



<sup>※</sup>上記の「基準価額の膜落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の膜落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

#### 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 200円 設定来分配金合計額: 3,750円

決算期	第 23 期	第 24 期	第 25 期	第 26 期	第 27 期	第 28 期	第 29 期	第 30 期	第 31 期	第 32 期	第 33 期	第 34 期
	18年5月	18年11月	19年5月	19年11月	20年5月	20年11月	21年5月	21年11月	22年5月	22年11月	23年5月	23年11月
分配金	50円											150円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

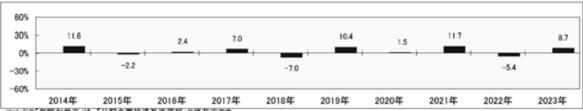
#### 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産クラス別構成	ファンド数	比率	組入上位10ファンド	資産クラス	比率
国内債券	2	36.4%	マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM	国内债券	18.7%
外国债券	4	24.1%	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	国内债券	17.8%
国内株式	3	14.7%	ダイワ中長期世界債券ファンド	外国债券	12.0%
外国株式	2	10.9%	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	国内株式	6.9%
コモディティ	1	5.1%	ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	外国株式	5.9%
国内リート	1	4.9%	ダイワ"RICI"ファンド	コモディティ	5.1%
外国リート	1	2.9%	日本長期成長株集中投資ファンド	国内株式	5.0%
			ダイワ/GQGグローバル・エクイティ	外国株式	5.0%
			ブランディワイン外国債券ファンド	外国債券	5.0%
コール・ローン、その他		1.1%	T. ロウ・ブライス新興国債券オーブンM	外国債券	4.9%
合計	14	100.0%	승計		86.1%

#### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2023年は11月30日までの機落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# 【ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)】

## (1) 【投資状況】 (2023年11月30日現在)

## 投資状況

投	資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	投資信託受益証券		75.06
	内 日本	4,747,700,681	72.35
	内 ケイマン諸島	177,675,927	2.71
投資証券	投資証券		7.00
	内 アイルランド	459,275,218	7.00
親投資信託受益証券	:	1,114,133,026	16.98
	内 日本	1,114,133,026	16.98
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		63,244,761	0.96
純資産総額		6,562,029,613	100.00

<sup>(</sup>注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2) 【投資資産】 (2023年11月30日現在)

## ① 【投資有価証券の主要銘柄】

### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ世界債券ファンドM	日本	投資信託 受益証券	2,613,049,302	0.7403 1,934,440,398	0.7452 1,947,244,339	29.67
2	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	209,502,282	3.7943 794,914,508	3.8011 796,339,124	12.14
3	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	565,169,134	1.1535 651,922,596	1.1634 657,517,770	10.02
4	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	日本	投資信託 受益証券	514,371,571	1.0101 519,566,723	1.0064 517,663,549	7.89
5	GLOBAL HIGH YLD PORT2	アイルラン ド	投資証券	46,132.99	9,791.47 451,710,191	9,955.46 459,275,218	7 00
6	ダイワ/GQGグローバル・エクイティ	日本	投資信託 受益証券	184,202,103	2.1532 396,623,968	2.1374 393,713,574	6.00
7	ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー 株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	269,919,294	1.4559 392,975,500	1.4467 390,492,242	5.95
8	ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM	日本	投資信託 受益証券	383,687,026	0.8405 322,488,945	0.8449 324,177,168	4.94
9	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	90,988,033	3.4812 316,747,540	3.4927 317,793,902	4.84
10	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	日本	投資信託 受益証券	122,053,914	2.1160 258,266,082	2.1278 259,706,318	3.96

<sup>(</sup>注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
11	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	I H 派	投資信託 受益証券	242,788,371	1.0465 254,078,030		3 92
12	DAIWA RICI FUND	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	13,437.12	13,351.01 179,399,172	,	2.71

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	75.06%
投資証券	7.00%
親投資信託受益証券	16.98%
合計	99.04%

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

# ハ. 投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3) 【運用実績】

# ① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第 15 特定期間末 (2014 年 5 月 15 日)	15,945,688,992	16,028,199,509	0.7730	0.7770
第 16 特定期間末 (2014 年 11 月 17 日)	16,583,322,172	16,660,664,133	0.8577	0.8617
第 17 特定期間末 (2015 年 5 月 15 日)	15,855,242,550	15,928,125,114	0.8702	0.8742
第 18 特定期間末 (2015 年 11 月 16 日)	14,460,834,296	14,530,041,753	0.8358	0.8398
第 19 特定期間末 (2016 年 5 月 16 日)	12,736,637,967	12,803,304,152	0.7642	0.7682
第 20 特定期間末 (2016 年 11 月 15 日)	11,510,350,508	11,557,838,610	0.7272	0.7302
第 21 特定期間末 (2017 年 5 月 15 日)	11,335,521,212	11,378,776,403	0.7862	0.7892
第 22 特定期間末 (2017 年 11 月 15 日)	10,589,290,853	10,628,786,377	0.8043	0.8073
第 23 特定期間末 (2018 年 5 月 15 日)	9,764,291,465	9,789,302,230	0.7808	0.7828
第 24 特定期間末 (2018 年 11 月 15 日)	8,997,759,196	9,021,014,122	0.7738	0.7758
第 25 特定期間末 (2019 年 5 月 15 日)	8,226,257,338	8,247,642,476	0.7693	0.7713
第 26 特定期間末 (2019 年 11 月 15 日)	8,008,841,836	8,028,902,165	0.7985	0.8005
第 27 特定期間末 (2020 年 5 月 15 日)	6,834,570,594	6,853,628,842	0.7172	0.7192
第 28 特定期間末 (2020 年 11 月 16 日)	7,057,124,553	7,070,446,606	0.7946	0.7961
第 29 特定期間末 (2021 年 5 月 17 日)	7,261,311,382	7,273,818,040	0.8709	0.8724
第 30 特定期間末 (2021 年 11 月 15 日)	7,310,934,799	7,322,811,749	0.9233	0.9248
第 31 特定期間末 (2022 年 5 月 16 日)	6,687,948,502	6,698,994,412	0.9082	0.9097
第 32 特定期間末 (2022 年 11 月 15 日)	6,551,915,697	6,562,624,806	0.9177	0.9192
2022年11月末日	6,571,879,965		0.9212	_

	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
12月末日	6,271,618,115	_	0.8831	_
2023年1月末日	6,360,325,761	_	0.8980	_
2月末日	6,353,510,860	_	0.9044	_
3月末日	6,205,383,272	_	0.8883	_
4月末日	6,276,042,404	_	0.9062	_
第 33 特定期間末 (2023 年 5 月 15 日)	6,324,845,319	6,335,202,327	0.9160	0.9175
5月末日	6,406,673,746	_	0.9297	_
6月末日	6,610,857,669	_	0.9712	_
7月末日	6,480,615,992	_	0.9561	_
8月末日	6,639,898,542	_	0.9818	_
9月末日	6,527,067,752	_	0.9694	_
10 月末日	6,343,721,016	_	0.9504	_
第 34 特定期間末 (2023 年 11 月 15 日)	6,575,817,196	6,585,772,868	0.9908	0.9923
11 月末日	6,562,029,613	_	0.9917	_

# ② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第 15 特定期間	0.0120
第 16 特定期間	0.0120
第 17 特定期間	0.0120
第 18 特定期間	0.0120
第 19 特定期間	0.0120
第 20 特定期間	0.0110
第 21 特定期間	0.0090
第 22 特定期間	0.0090
第 23 特定期間	0.0080
第 24 特定期間	0.0060
第 25 特定期間	0.0060
第 26 特定期間	0.0060
第 27 特定期間	0.0060
第 28 特定期間	0.0045
第 29 特定期間	0.0045
第 30 特定期間	0.0045
第 31 特定期間	0.0045
第 32 特定期間	0.0045
第 33 特定期間	0.0045
第 34 特定期間	0.0045

## ③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 15 特定期間	6.5
第 16 特定期間	12.5
第 17 特定期間	2.9
第 18 特定期間	$\triangle 2.6$
第 19 特定期間	△7.1
第 20 特定期間	△3.4
第 21 特定期間	9.4
第 22 特定期間	3.4
第 23 特定期間	△1.9
第 24 特定期間	△0.1
第 25 特定期間	0.2
第 26 特定期間	4.6
第 27 特定期間	△9.4
第 28 特定期間	11.4
第 29 特定期間	10.2
第 30 特定期間	6.5
第 31 特定期間	△1.1
第 32 特定期間	1.5
第 33 特定期間	0.3
第 34 特定期間	8.7

# (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 15 特定期間	54,602,338	1,861,898,479
第 16 特定期間	124,194,707	1,416,333,679
第17特定期間	68,318,748	1,183,168,041
第 18 特定期間	56,562,714	975,339,342
第 19 特定期間	68,448,110	703,766,083
第 20 特定期間	109,826,745	947,005,482
第 21 特定期間	20,526,706	1,431,497,168
第 22 特定期間	22,009,058	1,275,231,571
第 23 特定期間	13,608,402	673,400,097
第 24 特定期間	20,904,242	898,823,946
第 25 特定期間	11,752,653	946,646,752
第 26 特定期間	19,629,265	682,033,878
第 27 特定期間	15,006,851	516,047,206
第 28 特定期間	12,641,935	660,397,296
第 29 特定期間	7,015,677	550,612,416
第 30 特定期間	8,814,906	428,619,773
第 31 特定期間	11,697,922	565,724,553
第 32 特定期間	41,968,395	266,502,968
第 33 特定期間	5,575,187	240,308,800
第 34 特定期間	4,976,006	272,533,732

### (参考情報) 運用実績

### ●ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)

2023年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

#### 基準価額・純資産の推移



<sup>※</sup>上記の「基準価額の膜落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の膜落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

#### 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 90円 設定来分配金合計額: 4,305円

													第 102 期 23年11月
-	分配金	15円											

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

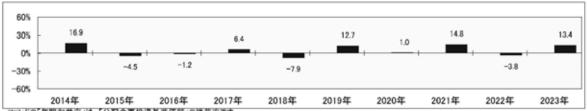
#### 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産クラス別構成	ファンド数	比率	組入上位10ファンド	資産クラス	比率
外国債券	5	59.5%	ダイワ世界債券ファンドM	外国债券	29.7%
外国リート	1	12.1%	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	外国リート	12.1%
外国株式	2	12.0%	ダイワ中長期世界債券ファンド	外国债券	10.0%
国内リート	1	4.8%	T. ロウ・プライス新興国債券オーブンM	外国债券	7.9%
国内株式	1	4.0%	グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ Ⅱ	外国债券	7.0%
国内債券	1	3.9%	ダイワ/GQGグローバル・エクイティ	外国株式	6.0%
コモディティ	1	2.7%	ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	外国株式	6.0%
			ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM	外国债券	4.9%
			ダイワJーREITアクティブ・マザーファンド	国内リート	4.8%
コール・ローン、その他		1.0%	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	国内株式	4.0%
合計	12	100.0%	合計		92.4%

#### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



<sup>・</sup>ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2023年は11月30日までの機落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

#### ··· (参考情報) ファンドの総経費率 ······

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率②
ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型)	1.94%	1.27%	0.67%
ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)	1.79%	1.27%	0.51%
ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)	1.74%	1.27%	0.47%

- ※対象期間は2023年5月16日~2023年11月15日です。
- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を 含みません。)を、期中の平均受益権□数に期中の平均基準価額(1□当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。
  ※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
- ※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

### 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款に したがい契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社 が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の翌々営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2【換金 (解約) 手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なう ものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号 (コールセンター) ホームページ

0120-106212 (営業日の 9:00~17:00) https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌々営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から 起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該 受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にか かる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機 関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの 価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・指定投資信託証券:原則として、計算日の前営業日(外国籍投資信託については原則として計算時において知り得る直近の日)の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。
- ・ダイワ "RICI" ファンドの受益証券:原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券:原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券:原則として当該取引所における計算 日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号 (コールセンター) ホームページ 0120-106212 (営業日の 9:00~17:00) https://www.daiwa-am.co.jp/

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

<ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型) > <ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型) >

毎年 5 月 16 日から 11 月 15 日まで、および 11 月 16 日から翌年 5 月 15 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、2006 年 11 月 28 日から 2007 年 5 月 15 日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。) が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間 が開始されるものとします。

<ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)>

毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日まで、および11月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2006年11月28日から2007年1月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。) が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間 が開始されるものとします。

### (5) 【その他】

- ① 信託の終了
  - 1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - 2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
  - 3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - 4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
  - 5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対し て交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、 原則として、公告を行ないません。
  - 6. 前 3.から前 5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
  - 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ② 信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、 委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更 しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款 にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益 者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

#### ③ 反対者の買取請求権

前①の 1.から 6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3.または前②の 3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### ④ 運用報告書

- 1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を毎計算期間の末日および償還時(ただし、ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)については毎年5月および11月の計算期間の末日ならびに償還時)に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- 2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - 委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### ⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、 期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意 思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについて もこれと同様とします。

投資顧問会社と委託会社との投資顧問契約は、原則として当ファンドの信託期間終了まで存続します。

### 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

<収益分配金および償還金にかかる請求権>

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに 信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権 利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### <換金請求権>

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

### 【ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 34 期計算期間 (2023 年 5 月 16 日から 2023 年 11 月 15 日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 独立監査人の監査報告書

2023年12月28日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 小叔今封

公認会計士 秋山 節之

指定有限責任社員 業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型)の2023年5月16日から2023年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型)の2023年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公 認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 1 【財務諸表】

# ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型)

# (1)【貸借対照表】

			***
		第 33 期	第 34 期
		2023年5月15日現在	2023年11月15日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		3, 209, 416	6, 606, 557
コール・ローン		157, 826, 012	287, 382, 359
投資信託受益証券		3, 222, 248, 734	3, 249, 428, 428
投資証券		157, 217, 088	174, 657, 994
親投資信託受益証券		293, 305, 086	301, 507, 440
流動資産合計		3, 833, 806, 336	4, 019, 582, 778
資産合計		3, 833, 806, 336	4, 019, 582, 778
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		101, 009, 130	214, 274, 669
未払解約金		4, 320, 192	-
未払受託者報酬		808, 025	868, 900
未払委託者報酬		22, 625, 859	24, 330, 327
その他未払費用		151, 420	162, 842
流動負債合計		128, 914, 626	239, 636, 738
負債合計		128, 914, 626	239, 636, 738
純資産の部			
元本等			
元本	<b>※</b> 1	3, 366, 971, 008	3, 296, 533, 383
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		337, 920, 702	483, 412, 657
(分配準備積立金)		263, 181, 528	370, 793, 073
元本等合計		3, 704, 891, 710	3, 779, 946, 040
純資産合計		3, 704, 891, 710	3, 779, 946, 040
負債純資産合計		3, 833, 806, 336	4, 019, 582, 778

# (2) 【損益及び剰余金計算書】

(2) 【預無及び利示並前昇音】	-	## 00 HI	## 0.4 HP
		第 33 期	第 34 期
		自 2022 年 11 月 16 日	自 2023 年 5 月 16 日
		至 2023 年 5 月 15 日	至 2023 年 11 月 15 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取配当金		8, 365, 353	8, 396, 622
受取利息		2, 182	1,809
有価証券売買等損益		87, 476, 748	371, 548, 908
為替差損益		$\triangle 5,822,799$	18, 618, 697
営業収益合計		90, 021, 484	398, 566, 036
営業費用			
支払利息		11, 219	12, 365
受託者報酬		808, 025	868, 900
委託者報酬	<b>※</b> 1	22, 625, 859	24, 330, 327
その他費用		557, 307	531, 427
営業費用合計		24, 002, 410	25, 743, 019
営業利益又は営業損失 (△)		66, 019, 074	372, 823, 017
経常利益又は経常損失(△)		66, 019, 074	372, 823, 017
当期純利益又は当期純損失(△)		66, 019, 074	372, 823, 017
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は		△748, 549	12, 835, 161
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)			
期首剰余金又は期首欠損金(△)		373, 978, 231	337, 920, 702
剰余金増加額又は欠損金減少額		10, 835, 134	17, 578, 287
当期追加信託に伴う剰余金増加額		10, 835, 134	17, 578, 287
又は欠損金減少額			
剰余金減少額又は欠損金増加額		12, 651, 156	17, 799, 519
当期一部解約に伴う剰余金減少額		12, 651, 156	17, 799, 519
又は欠損金増加額			
分配金	<b>※</b> 2	101, 009, 130	214, 274, 669
期末剰余金又は期末欠損金(△)		337, 920, 702	483, 412, 657

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)						
		第 34 期					
	区分	自 2023 年 5 月 16 日					
		至 2023 年 11 月 15 日					
1.	有価証券の評価基準及び評価 方法	(1) 投資信託受益証券					
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信 託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価 格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場 又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、 それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配 相場に基づいて評価しております。					
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。					
		(2)投資証券移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。					
		(3)親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。					
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当 金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額 が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場 合には入金日基準で計上しております。					
3.	その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準					

	第 34 期		
区分	自 2023 年 5 月 16 日		
	至 2023 年 11 月 15 日		
	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平		
	成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通		
	貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61		
	条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、		
	外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建		
	純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の		
	売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する		
	円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定		
	と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計		
	理処理を採用しております。		

## (貸借対照表に関する注記)

	(英国内派教记内) (1)		
	区分	第 33 期	第 34 期
	<b>四</b> 刀	2023年5月15日現在	2023年11月15日現在
1.	※1 期首元本額	3, 377, 105, 969 円	3, 366, 971, 008 円
	期中追加設定元本額	104, 211, 832 円	105, 826, 996 円
	期中一部解約元本額	114, 346, 793 円	176, 264, 621 円
2.	計算期間末日における受益権の 総数	3, 366, 971, 008 □	3, 296, 533, 383 □

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

(損益及い利宗金計算者に関する住記)							
		第 33 期	第 34 期				
区分		自 2022 年 11 月 16 日	自 2023 年 5 月 16 日				
		至 2023 年 5 月 15 日	至 2023 年 11 月 15 日				
1. ※1 投資信託財産 ( 託)の運用の指 限の全部または するために要す	図に係る権 一部を委託	308, 394 円	327, 297 円				
2. ※2 分配金の計算過		計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 (10,202,935円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価証 券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定 される収益調整金 (109,343,412円)及び分配準 備積立金(353,987,723円)よ り分配対象額は473,534,070円 (1万口当たり1,406.41円)で あり、うち101,009,130円(1 万口当たり300円)を分配金額 としております。	計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 (13,226,744円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価証 券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額 (322,213,514円)、投資信託 約款に規定される収益調整金 (115,201,495円)及び分配準 備積立金(249,627,484円)よ り分配対象額は700,269,237円 (1万口当たり2,124.26円)で あり、うち214,274,669円(1 万口当たり650円)を分配金額 としております。				

# (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

	1 並協向山の水仏に関する事項					
		第 34 期				
	区分	自 2023 年 5 月 16 日				
		至 2023 年 11 月 15 日				
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。				
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭 債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載 しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券、 投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリ バティブ取引(商品先物取引を含む)に投資しておりま す。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信 用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的とし て、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しておりま す。				
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク 管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理 を金融商品、リスクの種類毎に行っております。				
4.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。				

## Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	区分	第 34 期 2023 年 11 月 15 日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	第 33 期	第 34 期	
<b>括</b> 桁	2023年5月15日現在	2023 年 11 月 15 日現在	
種類	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	82, 289, 782	305, 624, 390	
投資証券	4, 913, 476	9, 518, 265	
親投資信託受益証券	$\triangle 2,045,277$	10, 038, 832	
合計	85, 157, 981	325, 181, 487	

## (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 33 期	第 34 期
2023 年 5 月 15 日現在	2023 年 11 月 15 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第 34 期
自 2023 年 5 月 16 日
至 2023 年 11 目 15 日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第 33 期	第 34 期	
	2023年5月15日現在	2023年11月15日現在	
1口当たり純資産額	1.1004 円	1.1466 円	
(1万口当たり純資産額)	(11,004円)	(11,466円)	

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

	休式以外7F07有個 選化		光声妙姬	到 在 # B	/
種類	通貨	銘柄 D.L.A.M.国内状式マクラップ	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	DIAM国内株式アクティブ 市場型ファンド(FOFs	225, 342, 327	476, 824, 363	
又血趾芬		用)(適格機関投資家専用)			
		日本長期成長株集中投資ファ	177, 516, 033	440, 417, 277	
		ンド(適格機関投資家専用)	1, 1, 010, 000	110, 111, 211	
		明治安田日本債券アクティ	174, 278, 918	182, 382, 887	
		ブ・ファンド (FOFs用)			
		(適格機関投資家専用)			
		ダイワ/GQG グローバル・エ	173, 117, 768	372, 757, 178	
		クイティ(FOFs 用)(適格機			
}		関投資家専用) ニッセイ/サンダース・グロ	711, 481, 892	1 025 946 496	
		ーバルバリュー株式ファンド	711, 401, 092	1, 035, 846, 486	
		(FOFs用) (適格機関投			
		資家専用)			
		ダイワ中長期世界債券ファン	192, 349, 557	221, 875, 213	
		ド(FOFs 用)(適格機関投資			
		家専用)			
		T. ロウ・プライス新興国債	72, 866, 511	73, 602, 462	
		券オープンM(F0Fs 用)(適 格機関投資家専用)			
		日	43, 492, 661	219, 903, 243	
		(FOFs 用) (適格機関投資家	45, 452, 001	219, 900, 240	
		専用)			
		ブランディワイン外国債券フ	76, 920, 885	111, 196, 831	
		アンド(FOFs用)(適格			
		機関投資家専用)			
ļ	日本円 小計			3, 134, 805, 940	
	アメリカ・ドル	DAIWA RICI FUND	8, 380. 727	760, 802. 390	
	アメリカ・ドル 小計			760, 802. 390	
				(114, 622, 488)	
投資信託登	受益証券 合計			3, 249, 428, 428	
				[114, 622, 488]	
投資証券	アメリカ・ドル	GLOBAL HIGH YLD PORT2	8, 041. 927	535, 407. 370	
	アメリカ・ドル	小計		535, 407. 370	
				(80, 664, 474)	
	国外・円	MAN FUNDS PLC MAN NUMERIC	7, 282. 932	93, 993, 520. 390	
		EMERGING MARKETS EQUITY	, -	, , ,	
		CLASS I JPY SHARES			
	国外・円 小計			93, 993, 520. 390	
				(93, 993, 520)	
投資証券	合計			174, 657, 994	
				[174, 657, 994]	
親投資信	日本円	ダイワJ-REITアクティ	53, 600, 983	186, 595, 742	
託受益証		ブ・マザーファンド			
券					

種類	通貨 銘柄		券面総額	評価額	備考		
	ダイワ海外REIT・マザー		ダイワ海外REIT・マザー		39, 237, 758	114, 911, 698	
		ファンド					
	日本円 小計			301, 507, 440			
親投資信託受益証券 合計				301, 507, 440			
合計				3, 725, 593, 862			
				[289, 280, 482]			

投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における() 内の金額は、邦貨換算額であります。
  - 2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
  - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 投資証券	1 銘柄 1 銘柄	58. 7%	41. 3%	100%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 【ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 34 期計算期間 (2023 年 5 月 16 日から 2023 年 11 月 15 日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 独立監査人の監査報告書

2023年12月28日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員 業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)の2023年5月16日から2023年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)の2023年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公 認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 1 【財務諸表】

# ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (安定型)

# (1)【貸借対照表】

(1)【貝伯列思衣】	•		
		第 33 期	第 34 期
		2023年5月15日現在	2023年11月15日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		1, 388, 706	2, 608, 960
コール・ローン		36, 241, 490	33, 153, 064
投資信託受益証券		1, 143, 889, 917	1, 108, 113, 602
投資証券		25, 816, 206	28, 226, 463
親投資信託受益証券		103, 215, 057	97, 715, 284
流動資産合計		1, 310, 551, 376	1, 269, 817, 373
資産合計		1, 310, 551, 376	1, 269, 817, 373
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		6, 111, 869	17, 185, 805
未払解約金		5, 311	_
未払受託者報酬		283, 531	286, 397
未払委託者報酬		7, 940, 251	8, 020, 373
その他未払費用		53, 077	53, 617
流動負債合計		14, 394, 039	25, 546, 192
負債合計		14, 394, 039	25, 546, 192
純資産の部			
元本等			
元本	<b>※</b> 1	1, 222, 373, 934	1, 145, 720, 394
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		73, 783, 403	98, 550, 787
(分配準備積立金)		85, 393, 583	81, 908, 600
元本等合計		1, 296, 157, 337	1, 244, 271, 181
純資産合計		1, 296, 157, 337	1, 244, 271, 181
負債純資産合計		1, 310, 551, 376	1, 269, 817, 373

# (2) 【損益及び剰余金計算書】

(2)【損無及び利示並引昇音】	- 1	# 00 HI	## 0.4 HII
		第 33 期	第 34 期
		自 2022 年 11 月 16 日	自 2023 年 5 月 16 日
		至 2023 年 5 月 15 日	至 2023 年 11 月 15 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取配当金		2, 999, 786	2, 977, 454
受取利息		2, 516	3, 617
有価証券売買等損益		13, 662, 209	46, 394, 917
為替差損益		△2, 832, 683	8, 888, 380
営業収益合計		13, 831, 828	58, 264, 368
営業費用			
支払利息		4, 885	3, 558
受託者報酬		283, 531	286, 397
委託者報酬	<b>※</b> 1	7, 940, 251	8, 020, 373
その他費用	<b>※</b> 2	458, 789	422, 202
営業費用合計		8, 687, 456	8, 732, 530
営業利益又は営業損失 (△)		5, 144, 372	49, 531, 838
経常利益又は経常損失 (△)		5, 144, 372	49, 531, 838
当期純利益又は当期純損失(△)		5, 144, 372	49, 531, 838
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は		△736, 379	3, 209, 546
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)			
期首剰余金又は期首欠損金(△)		75, 611, 355	73, 783, 403
剰余金増加額又は欠損金減少額		2, 789, 864	888, 012
当期追加信託に伴う剰余金増加額		2, 789, 864	888, 012
又は欠損金減少額			
剰余金減少額又は欠損金増加額		4, 386, 698	5, 257, 115
当期一部解約に伴う剰余金減少額		4, 386, 698	5, 257, 115
又は欠損金増加額			
分配金	<b>※</b> 3	6, 111, 869	17, 185, 805
期末剰余金又は期末欠損金(△)		73, 783, 403	98, 550, 787

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(重要な会計方針に係る事項に関	, - , , ,
		第 34 期
	区分	自 2023 年 5 月 16 日
		至 2023 年 11 月 15 日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信 託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価 格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場 又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、 それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配 相場に基づいて評価しております。
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
		(2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金 融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものに ついては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示 される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のな い有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純 資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。
		(3)親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当 金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額 が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場 合には入金日基準で計上しております。
3.	その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

	第 34 期
区分	自 2023 年 5 月 16 日
	至 2023 年 11 月 15 日
	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平
	成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通
	貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61
	条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、
	外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建
	純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の
	売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する
	円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定
	と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計
	理処理を採用しております。

# (貸借対照表に関する注記)

区分		第 33 期 2023 年 5 月 15 日現在	第 34 期 2023 年 11 月 15 日現在	
1.	※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1, 241, 255, 247 円 53, 238, 037 円 72, 119, 350 円	1, 222, 373, 934 円 10, 285, 569 円 86, 939, 109 円	
2.	計算期間末日における受益権の 総数	1, 222, 373, 934 □	1, 145, 720, 394 口	

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第 33 期	第 34 期
	区分	自 2022 年 11 月 16 日	自 2023 年 5 月 16 日
		至 2023 年 5 月 15 日	至 2023 年 11 月 15 日
1.	※1 投資信託財産(親投資信 託)の運用の指図に係る権 限の全部または一部を委託 するために要する費用	106, 600 円	109, 602 円
2.	※2 その他費用	主に、海外カストディアンに対 するカストディフィーでありま す。	主に、海外カストディアンに対 するカストディフィーでありま す。

	第 33 期	第 34 期
区分	自 2022 年 11 月 16 日	自 2023 年 5 月 16 日
	至 2023 年 5 月 15 日	至 2023 年 11 月 15 日
3. ※3 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う	計算期間末における解約に伴う
	当期純利益金額分配後の配当等	当期純利益金額分配後の配当等
	収益から費用を控除した額	収益から費用を控除した額
	(1,967,263 円)、解約に伴う	(4,066,573円)、解約に伴う
	当期純利益金額分配後の有価証	当期純利益金額分配後の有価証
	券売買等損益から費用を控除	券売買等損益から費用を控除
	し、繰越欠損金を補填した額	し、繰越欠損金を補填した額
	(0円) 、投資信託約款に規定	(15,679,817円) 、投資信託約
	される収益調整金(36,041,448	款に規定される収益調整金
	円)及び分配準備積立金	(34, 480, 661 円)及び分配準備
	(89,538,189円)より分配対象	積立金(79,348,015円)より分
	額は 127, 546, 900 円(1 万口当	配対象額は 133, 575, 066 円(1
	たり 1,043.44円) であり、う	万口当たり 1,165.86 円) であ
	ち 6,111,869円(1 万口当たり	り、うち 17, 185, 805 円(1 万口
	50円)を分配金額としておりま	当たり 150 円)を分配金額とし
	す。	ております。

# (金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	1 亚脚间即小小小小一区 ) 3 升 区	
		第 34 期
	区分	自 2023 年 5 月 16 日
		至 2023 年 11 月 15 日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭 債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載 しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券、 投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリ バティブ取引(商品先物取引を含む)に投資しておりま す。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信 用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的とし て、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しておりま す。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク 管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理 を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

# Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	区分	第 34 期 2023 年 11 月 15 日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -			
種類	第 33 期	第 34 期	
	2023 年 5 月 15 日現在	2023 年 11 月 15 日現在	
	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円) 含まれた評価差額(P		
投資信託受益証券	11, 499, 018	35, 661, 950	
投資証券	345, 717	△362 <b>,</b> 068	
親投資信託受益証券	$\triangle 479,516$	3, 219, 589	
合計	11, 365, 219	38, 519, 471	

## (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

DO AND COURT OF AND	1
第 33 期	第 34 期
2023年5月15日現在	2023 年 11 月 15 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第 34 期 自 2023 年 5 月 16 日 至 2023 年 11 月 15 日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第 33 期	第 34 期	
	2023年5月15日現在	2023年11月15日現在	
1口当たり純資産額	1.0604 円	1. 0860 円	
(1万口当たり純資産額)	(10,604円)	(10,860円)	

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託	日本円	マニュライフ日本債券アクテ	202, 024, 574	231, 843, 401	VIII 3
受益証券		ィブ・ファンドM(F0Fs 用)		,,	
		(適格機関投資家専用)			
		D I AM国内株式アクティブ	40, 636, 437	85, 986, 700	
		市場型ファンド(FOFs			
		用) (適格機関投資家専用)			
		日本長期成長株集中投資ファ	24, 307, 853	60, 307, 783	
		ンド(適格機関投資家専用)			
		明治安田日本債券アクティ	210, 412, 167	220, 196, 332	
		ブ・ファンド (FOFs用)			
		(適格機関投資家専用) ダイワ/GQG グローバル・エ	20 205 720	62 050 021	
		クイティ(FOFs 用)(適格機	29, 285, 729	63, 058, 031	
		関投資家専用)			
		ニッセイ/サンダース・グロ	51, 282, 809	74, 662, 641	
		ーバルバリュー株式ファンド	,,	,,	
		(FOFs用) (適格機関投			
		資家専用)			
		ダイワ中長期世界債券ファン	128, 976, 229	148, 774, 080	
		ド(FOFs 用)(適格機関投資			
		家専用)			
		T. ロウ・プライス新興国債	60, 950, 363	61, 565, 961	
		券オープンM(F0Fs 用)(適 格機関投資家専用)			
		母機関及員家等用) J Flag 中小型株ファンド	6, 710, 242	33, 927, 654	
		(FOFs 用) (適格機関投資家	0, 710, 242	33, 321, 034	
		専用)			
•		ブランディワイン外国債券フ	42, 694, 000	61, 718, 446	
		ァンド (FOFs用) (適格			
		機関投資家専用)			
	日本円 小計			1, 042, 041, 029	
	アメリカ・ドル	DAIWA RICI FUND	4, 830. 956	438, 554. 180	
	アメリカ・ドル	小計		438, 554. 180	
				(66, 072, 573)	
投資信託受	受益証券 合計			1, 108, 113, 602	
				[66, 072, 573]	
投資証券	アメリカ・ドル	GLOBAL HIGH YLD PORT2	2, 814. 066	187, 352. 070	
	アメリカ・ドル		,	187, 352. 070	
				(28, 226, 463)	
投資証券	<u></u> 会計			28, 226, 463	
<b>从只叫</b> 分	П Н І			[28, 226, 463]	
親投資信	口未口	ガノロI_DEITマカニ・	17, 468, 024	60, 809, 685	
託受益証	日本円	ダイワ J ー R E I T アクティ ブ・マザーファンド	17, 408, 024	ou, 809, 685	
券		ダイワ海外REIT・マザー	12, 601, 789	36, 905, 599	
		ファンド	12, 001, 709	, ,	
	日本円 小計			97, 715, 284	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券 合計			97, 715, 284		
合計				1, 234, 055, 349	
				[94, 299, 036]	

投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における() 内の金額は、邦貨換算額であります。
  - 2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
  - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 投資証券	1 銘柄 1 銘柄	70. 1%	29.9%	100%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 【ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当特定期間 (2023 年 5 月 16 日から 2023 年 11 月 15 日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 独立監査人の監査報告書

2023年12月28日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員 業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)の2023年5月16日から2023年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)の2023年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公 認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

## ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (分配型)

## (1)【貸借対照表】

(1)【貸借対照表】		→7• <del>11</del> ·11	/// <del>11</del> 10
		前期	当期
		2023年5月15日現在	2023年11月15日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産 流動資産			
預金		19, 203, 388	7, 333, 063
コール・ローン		80, 312, 295	104, 943, 174
投資信託受益証券		4, 741, 040, 243	4, 914, 140, 573
投資証券		455, 406, 127	462, 736, 502
親投資信託受益証券		1, 070, 341, 780	1, 111, 662, 048
流動資産合計		6, 366, 303, 833	6, 600, 815, 360
資産合計		6, 366, 303, 833	6, 600, 815, 360
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		10, 357, 008	9, 955, 672
未払解約金		17, 518, 387	986, 000
未払受託者報酬		459, 427	475, 386
未払委託者報酬		12, 864, 359	13, 311, 312
その他未払費用		259, 333	269, 794
流動負債合計		41, 458, 514	24, 998, 164
負債合計		41, 458, 514	24, 998, 164
純資産の部			
元本等			
元本	<b>※</b> 1	6, 904, 672, 439	6, 637, 114, 713
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	<b>※</b> 2	△579, 827, 120	△61, 297, 517
(分配準備積立金)		163, 268, 281	196, 725, 209
元本等合計		6, 324, 845, 319	6, 575, 817, 196
純資産合計		6, 324, 845, 319	6, 575, 817, 196
負債純資産合計		6, 366, 303, 833	6, 600, 815, 360

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(2) 【損無及び利示並前昇音】		前期	当期
		自 2022 年 11 月 16 日	自 2023 年 5 月 16 日
		至 2023 年 5 月 15 日	至 2023 年 11 月 15 日
		金額(円)	金額(円)
   営業収益	-	亚 略 (11)	亚 版 (11)
受取配当金		56, 097, 622	56, 753, 262
受取利息		1,079	536
有価証券売買等損益		20, 046, 052	454, 463, 366
為替差損益		$\triangle 19, 323, 629$	69, 162, 247
営業収益合計		56, 821, 124	580, 379, 411
営業費用		, ,	, ,
支払利息		12, 636	9,830
受託者報酬		1, 383, 557	1, 439, 297
委託者報酬	<b>※</b> 1	38, 740, 998	40, 301, 865
その他費用		665, 397	638, 379
営業費用合計		40, 802, 588	42, 389, 371
営業利益又は営業損失(△)		16, 018, 536	537, 990, 040
経常利益又は経常損失(△)		16, 018, 536	537, 990, 040
当期純利益又は当期純損失(△)		16, 018, 536	537, 990, 040
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は		2, 377, 140	3, 253, 763
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)			
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△587, 490, 355	△579, 827, 120
剰余金増加額又は欠損金減少額		26, 080, 404	14, 278, 995
当期一部解約に伴う剰余金増加額		26, 080, 404	14, 278, 995
又は欠損金減少額			
剰余金減少額又は欠損金増加額		545, 224	235, 118
当期追加信託に伴う剰余金減少額		545, 224	235, 118
又は欠損金増加額			
分配金	<b>※</b> 2	31, 513, 341	30, 250, 551
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△579, 827, 120	$\triangle 61, 297, 517$

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<u> </u>	重要な会計方針に係る事項に関	する注記)
		当期
	区分	自 2023 年 5 月 16 日
		至 2023 年 11 月 15 日
	有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
		(2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
		(3) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて 評価しております。
	デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法	為替予約取引
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. I	収益及び費用の計上基準	受取配当金

		当期
	区分	自 2023 年 5 月 16 日
		至 2023 年 11 月 15 日
		内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4.	その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準
		外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

# (貸借対照表に関する注記)

	2318-330-4-6-7			
	区分		前期	当期
			2023 年 5 月 15 日現在	2023年11月15日現在
1.	<b>※</b> 1	期首元本額	7, 139, 406, 052 円	6, 904, 672, 439 円
		期中追加設定元本額	5, 575, 187 円	4, 976, 006 円
		期中一部解約元本額	240, 308, 800 円	272, 533, 732 円
2.		特定期間末日における受益権の 総数	6, 904, 672, 439 ロ	6, 637, 114, 713 □
3.	<b>※</b> 2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その 差額は579,827,120円であり ます。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その 差額は 61, 297, 517 円であり ます。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

		前期	当期
	区分	自 2022 年 11 月 16 日	自 2023 年 5 月 16 日
		至 2023 年 5 月 15 日	至 2023 年 11 月 15 日
1.	※1 投資信託財産 (親投資信託) の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	1, 878, 204 円	1, 944, 108 円

	) /. Ibn	No the
	前期	当期
区分	自 2022 年 11 月 16 日	自 2023 年 5 月 16 日
	至 2023 年 5 月 15 日	至 2023 年 11 月 15 日
2. ※2 分配金の計算過程	(自 2022 年 11 月 16 日至 2023 年 1 月 16 日) 計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 (12,176,847 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定 される収益調整金(25,378,137 円)及び分配準備積立金 (141,957,384 円)より分配対象額は179,512,368 円(1 万口当たり253.12 円)であり、うち10,637,938 円(1 万口当たり15 円)を分配金額としております。	(自 2023 年 5 月 16 日至 2023 年 7 月 18 日) 計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 (26,249,150 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定 される収益調整金(24,371,218 円)及び分配準備積立金 (160,402,095 円)より分配対象額は211,022,463 円(1 万口当たり311.02 円)であり、うち10,177,118 円(1 万口当たり15 円)を分配金額としております。
	(自 2023 年 1 月 17 日至 2023 年 3 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 (22, 435, 876 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定 される収益調整金(25, 123, 631 円)及び分配準備積立金 (141, 853, 624 円)より分配対 象額は 189, 413, 131 円(1 万口 当たり 270. 12 円)であり、う ち10, 518, 395 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としておりま す。	(自 2023 年 7 月 19 日至 2023 年 9 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 (25, 408, 865 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定 される収益調整金(24, 290, 164 円)及び分配準備積立金 (175, 384, 450 円)より分配対 象額は 225, 083, 479 円(1 万口 当たり 333. 70 円)であり、う ち10, 117, 761 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。

	前期	当期
区分	自 2022 年 11 月 16 日	自 2023 年 5 月 16 日
	至 2023 年 5 月 15 日	至 2023 年 11 月 15 日
	(自 2023年3月16日至2023年	(自 2023 年 9 月 16 日至 2023 年
	5月15日)	11月15日)
	計算期間末における解約に伴う	計算期間末における解約に伴う
	当期純利益金額分配後の配当等	当期純利益金額分配後の配当等
	収益から費用を控除した額	収益から費用を控除した額
	(22,245,481円)、解約に伴う	(19,097,154 円)、解約に伴う
	当期純利益金額分配後の有価証	当期純利益金額分配後の有価証
	券売買等損益から費用を控除	券売買等損益から費用を控除
	し、繰越欠損金を補填した額	し、繰越欠損金を補填した額
	(0円) 、投資信託約款に規定	(0円)、投資信託約款に規定
	される収益調整金(24,770,596	される収益調整金(23,938,648
	円)及び分配準備積立金	円)及び分配準備積立金
	(151, 379, 808 円)より分配対	(187, 583, 727 円)より分配対
	象額は198,395,885円(1万口	象額は 230,619,529 円(1 万口
	当たり 287.34円) であり、う	当たり 347.47 円) であり、う
	ち 10,357,008円(1万口当たり	ち 9,955,672 円(1 万口当たり
	15円)を分配金額としておりま	15円)を分配金額としておりま
	す。	す。

# (金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

		当期
	区分	自 2023 年 5 月 16 日
		至 2023 年 11 月 15 日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引(商品先物取引を含む)に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク 管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理 を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

### Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	立			
	区分	当期 2023 年 11 月 15 日現在		
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上 額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。		
2.	金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。		
		(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。		

## (有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	前期	当期	
144万	2023年5月15日現在	2023年11月15日現在	
種類	最終の計算期間の損益に	最終の計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	144, 665, 188	58, 155, 798	
投資証券	4, 538, 461	△4, 948, 682	
親投資信託受益証券	資信託受益証券 30,492,402		
合計	179, 696, 051	52, 338, 331	

## (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期	当期
2023 年 5 月 15 日現在	2023 年 11 月 15 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

当期
自 2023 年 5 月 16 日
至 2023 年 11 月 15 日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	前期	当期	
	2023年5月15日現在	2023年11月15日現在	
1口当たり純資産額	0.9160 円	0.9908 円	
(1万口当たり純資産額)	(9, 160 円)	(9,908円)	

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	ダイワ世界債券ファンドM (F0Fs 用) (適格機関投資家 専用)	2, 613, 049, 302	1, 934, 440, 398	
		ダイワ米ドル建て新興国債券 ファンドM(FOFs 用)(適格 機関投資家専用)	383, 687, 026	322, 488, 945	
		DIAM国内株式アクティブ 市場型ファンド(FOFs 用)(適格機関投資家専用)	122, 053, 914	258, 266, 082	
		明治安田日本債券アクティ ブ・ファンド (FOF s 用) (適格機関投資家専用)	242, 788, 371	254, 078, 030	
		ダイワ/GQG グローバル・エ クイティ(FOFs 用)(適格機 関投資家専用)	184, 202, 103	396, 623, 968	
		ニッセイ/サンダース・グロ ーバルバリュー株式ファンド (FOFs用) (適格機関投 資家専用)	269, 919, 294	392, 975, 500	
		ダイワ中長期世界債券ファン ド (FOFs 用) (適格機関投資 家専用)	565, 169, 134	651, 922, 596	
		T. ロウ・プライス新興国債券オープンM (F0Fs 用) (適格機関投資家専用)	514, 371, 571	519, 566, 723	
	日本円 小計			4, 730, 362, 242	
	アメリカ・ドル	DAIWA RICI FUND	13, 437. 119	1, 219, 821. 660	
	アメリカ・ドル	小計		1, 219, 821. 660 (183, 778, 331)	
投資信託	受益証券 合計			4, 914, 140, 573 [183, 778, 331]	
投資証券	アメリカ・ドル	GLOBAL HIGH YLD PORT2	46, 132. 987	3, 071, 395. 870	
	アメリカ・ドル	小計		3, 071, 395. 870 (462, 736, 502)	
投資証券	合計			462, 736, 502 [462, 736, 502]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワ・グローバルREI T・マザーファンド	209, 502, 282	794, 914, 508	
		ダイワJ-REITアクティ ブ・マザーファンド	90, 988, 033	316, 747, 540	
	日本円 小計			1, 111, 662, 048	
親投資信託	托受益証券 合計			1, 111, 662, 048	
合計				6, 488, 539, 123 [646, 514, 833]	
				[0, 011, 000]	

投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における() 内の金額は、邦貨換算額であります。
  - 2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
  - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 投資証券	1 銘柄 1 銘柄	28. 4%	71.6%	100%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

### 2【ファンドの現況】

## ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型)

### 【純資産額計算書】

2023年11月30日

I 資産総額 3,866,363,107円
II 負債総額 3,147,478円
III 純資産総額(I − II) 3,863,215,629円
IV 発行済数量 3,352,846,131口
V 1単位当たり純資産額(III / IV) 1.1522円

## <u>ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)</u>

### 純資産額計算書

2023年11月30日

I 資産総額 1,255,841,072円
II 負債総額 663,693円
III 純資産総額(I − II) 1,255,177,379円
IV 発行済数量 1,149,220,599 ロ
V 1単位当たり純資産額(III / IV) 1.0922円

## ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)

#### 純資産額計算書

2023年11月30日

I 資産総額 6,572,141,970円
II 負債総額 10,112,357円
III 純資産総額(I − II) 6,562,029,613円
IV 発行済数量 6,616,717,970 ロ
V 1単位当たり純資産額(III / IV) 0.9917円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 ありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更 の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機 関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があ ると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約 款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

#### a. 資本金の額

2023年11月末日現在

資本金の額 151 億7,427 万2,500 円

発行可能株式総数 799 万 9,980 株 発行済株式総数 260 万 8,525 株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

## b. 委託会社の機構

#### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

#### ② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

#### イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

#### 口. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した 基本計画書を決定します。

#### ハ. 運用会議

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

#### ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

### 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年11月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数 (本)	純資産額の合計額(百万円)
単位型株式投資信託	89	290, 714
追加型株式投資信託	773	25, 324, 802
株式投資信託 合計	862	25, 615, 516
単位型公社債投資信託	101	169, 041
追加型公社債投資信託	14	1, 527, 194
公社債投資信託 合計	115	1, 696, 235
総合計	977	27, 311, 751

## 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び 第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第 52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第64期事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第65期事業年度に係る中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 間瀬 友未

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

深井 康治

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要 な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書 日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業 として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成 及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを 評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

### (1) 【貸借対照表】

前事業年度 当事業年度 (2022年3月31日) (2023年3月31日) 資産の部 流動資産 1,982 現金・預金 3, 168 有価証券 486 346 前払費用 332 393 未収委託者報酬 13,811 12,525 未収収益 52 47 関係会社短期貸付金 24,900 22, 100 その他 59 45 42, 799 37, 455 流動資産計 固定資産 有形固定資産 **※**1 203 **※**1 196 建物 3 4 器具備品 193 198 無形固定資産 1,770 1,482 ソフトウェア 1,738 1,351 ソフトウェア仮勘定 31 131 投資その他の資産 16,617 13,824 投資有価証券 10,755 8,260 関係会社株式 3,705 3,475 出資金 177 177 長期差入保証金 1,067 1,066 繰延税金資産 885 824 その他 26 20 固定資産計 18,591 15, 503 52,959 資産合計 61, 390

(単位:百万円)

	前事業年 (2022年3月		当事業年原 (2023年3月3	
負債の部				
流動負債				
預り金		65		101
未払金		9,856		5, 874
未払収益分配金		26		38
未払償還金		12		12
未払手数料		4,917		4, 52
その他未払金	<b>※</b> 2	4,900	<b>※</b> 2	1, 29'
未払費用		4, 246		3, 98'
未払法人税等		980		560
未払消費税等		1,016		32'
賞与引当金		866		692
その他		2		4
流動負債計		17, 033		11, 54
固定負債				
退職給付引当金		2,399		2, 27
役員退職慰労引当金		13		5
その他		1		(
固定負債計		2, 415		2, 329
負債合計		19, 449		13, 87
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		·		
株主資本				
資本金		15, 174		15, 17
資本剰余金				
資本準備金		11, 495		11, 49
資本剰余金合計		11, 495		11, 49
利益剰余金		·		
利益準備金		374		374
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		13, 925		11, 50
利益剰余金合計		14, 299		11, 879
株主資本合計		40, 969		38, 549
評価・換算差額等		·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
その他有価証券評価差額金		971		534
評価・換算差額等合計		971		534
純資産合計		41, 941		39, 084
負債・純資産合計		61, 390		52, 959

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

		(単位・日刀円)
	前事業年度	当事業年度 (自 2022年4月1日
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	74, 402	69, 845
その他営業収益	545	559
営業収益計	74, 948	70, 405
」 営業費用		
支払手数料	31, 234	29, 405
広告宣伝費	650	662
調査費	9, 104	9, 638
調査費	1, 252	1, 469
委託調査費	7, 851	8, 169
委託計算費	1,729	1, 783
営業雑経費	2,051	1,658
通信費	189	183
印刷費	468	468
協会費	46	51
諸会費	15	17
その他営業雑経費	1, 331	939
営業費用計	44, 768	43, 147
一般管理費		
給料	5, 948	5, 788
役員報酬	306	317
給料・手当	4, 281	4, 369
賞与	493	409
賞与引当金繰入額	866	692
福利厚生費	867	874
交際費	46	66
旅費交通費	48	98
租税公課	527	476
不動産賃借料	1, 300	1, 300
退職給付費用	408	488
役員退職慰労引当金繰入額	10	38
固定資産減価償却費	606	625
諸経費	1,864	2, 193
一般管理費計	11, 628	11, 946
営業利益	18, 551	15, 310

		(十四,11)
	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	327	286
有価証券償還益	40	150
その他	264	171
営業外収益計	631	608
営業外費用		
投資有価証券売却損	59	244
有価証券償還損	0	2
その他	34	31
営業外費用計	93	277
経常利益	19, 089	15, 642
特別損失		
関係会社整理損失	-	229
投資有価証券評価損	331	257
特別損失計	331	486
税引前当期純利益	18, 757	15, 155
法人税、住民税及び事業税	5, 950	4, 589
法人税等調整額	69	248
法人税等合計	6, 019	4,838
当期純利益	12, 738	10, 317

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本剰余金利益剰余金		<i>*</i>			
	資本金	½α+/#/#.Δ	3月46年/生人	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本
		繰越利益 剰余金	合計 口	合計		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当期変動額						0
剰余金の配当	12	W2	2	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388
当期純利益	-	12-	-	12,738	12,738	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	<u> </u>	-	1.5	-	-
当期変動額合計	-	82	_	3,350	3,350	3,350
当期末残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969

	評価・換		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	947	947	38,566
当期変動額			
剰余金の配当	_	15-	△ 9,388
<b>当期純利益</b>	-		12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

(単位:百万円)

	(TE - 1771 1)						
		株主資本					
8		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金資本準備金	次卡滩港令	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本	
		小金子	繰越利益 剰余金	合計	合計		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969	
当期変動額							
剰余金の配当	=	-	12	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737	
<b>当期純利益</b>	-	L	1-	10,317	10,317	10,317	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	l-	
当期変動額合計	-		-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419	
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549	

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	971	971	41,941	
当期変動額				
剰余金の配当	-	. 55	△ 12,737	
当期純利益	=	1	10,317	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 436	△ 436	△ 436	
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856	
当期末残高	534	534	39,084	

#### 注記事項

(重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

#### 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物  $15\sim18$  年 器具備品  $4\sim20$  年

(2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末 要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び 当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりでありま す。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

#### (重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

#### (会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における 投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業 年度に係るものについては記載しておりません。

#### (貸借対照表関係)

### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)
建物	37 百万円	38 百万円
器具備品	283 百万円	296 百万円

#### ※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

		,
	前事業年度	当事業年度
	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)
未払金	4,694 百万円	1,178 百万円

#### 3 保証債務

#### 前事業年度(2022年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,900 百万円に対して保証を行っております。

#### 当事業年度(2023年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2, 608	_	_	2, 608
合 計	2,608		_	2,608

### 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	9, 388	3, 599	2021年 3月31日	2021年 6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次 のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額
 ②配当の原資
 ③1株当たり配当額
 ④基準日
 ⑤効力発生日
 12,737百万円
 利益剰余金
 4,883円
 2022年3月31日
 5022年6月24日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2, 608	_	_	2, 608
合 計	2, 608	ı		2,608

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12, 737	4, 883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次 のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額
 ②配当の原資
 ③1株当たり配当額
 ④基準日
 ⑤効力発生日
 10,316百万円
 利益剰余金
 3,955円
 2023年3月31日
 5効力発生日

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの 財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等によ り一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有 価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、 価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、 子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の 信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒され ております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①市場リスクの管理

#### (i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

#### (ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

### ②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 前事業年度(2022年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	66	_	_	66
資産合計	66	_	_	66

#### 当事業年度(2023年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882		7, 939
資産合計	57	7,882	ı	7, 939

#### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル 1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価してお り、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベ ル2に分類しております。 (注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び 時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めてお りません。

(単位:百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1, 677	1, 448
関連会社株式	2, 027	2, 027

### (有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,677百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

### 当事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

### 2. その他有価証券

前事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1) 株式	66	55	11
(2) その他	6, 755	4, 917	1,838
小計	6, 822	4, 972	1,850
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他	3, 753	4, 208	△454
小計	3, 753	4, 208	△454
合計	10, 575	9, 180	1, 395

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、 上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 当事業年度(2023年3月31日)

1			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1) 株式	57	55	1
(2) その他	5, 084	3, 923	1, 161
小計	5, 141	3, 978	1, 163
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他	2, 798	3, 190	△392
小計	2, 798	3, 190	△392
合計	7, 939	7, 168	△771

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、 上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式 (2)その他	-	-	-
証券投資信託	1,719	327	59
合計	1, 719	327	59

## 当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	
(1) 株式	-	-	-	
(2) その他 証券投資信託	2, 359	296	244	
合計	2, 359	296	244	

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。 当事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の 減損処理を行っております。

#### (退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度			当事業年度	
	(自	2021年4月1日	(自	2022年4月1日	
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)	
退職給付債務の期首残高		2,452百万円		2,399百万円	
勤務費用		152		150	
退職給付の支払額		△ 303		△ 322	
その他		98		48	
退職給付債務の期末残高		2, 399		2, 276	

## (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

= 7 と 例 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	前事業年度			当事業年度	
	(自	2021年4月1日	(自	2022年4月1日	
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)	
非積立型制度の退職給付債務		2,399 百万円		2,276 百万円	
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額		2, 399		2, 276	
退職給付引当金		2, 399		2, 276	
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額		2, 399		2, 276	

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

		前事業年度		当事業年度
	(自	2021年4月1日	(自	2022年4月1日
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)
勤務費用		152 百万円		150 百万円
その他		67		153
確定給付制度に係る退職給付費用		219		303

<sup>(</sup>注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度189百万円、当事業年度184百万円であります。

#### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:百万円)

		(中国・ログロ)
	前事業年度	当事業年度
	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	734	697
賞与引当金	227	182
投資有価証券評価損	144	177
関係会社株式評価損	_	155
未払事業税	213	114
出資金評価損	94	94
システム関連費用	111	68
その他	437	309
繰延税金資産小計	1, 963	1, 799
評価性引当額	△ 356	△ 459
繰延税金資産合計	1,607	1, 339
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	$\triangle$ 562	△ 356
連結法人間取引(譲渡益)	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 722	△ 515
繰延税金資産の純額	885	824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

#### 前事業年度(2022年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100 分の5以下であるため注記を省略しております。

### 当事業年度(2023年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100 分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### (収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、 証券投資信託に関する運用に係る業務が 69,845 百万円、その他 559 百万円であります。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの 関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識する と見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

#### [関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超える ため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。 [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

					議決権等	関係	系内容				
属性	会社等の 名称	住所	資本金また は出資金 (百万円)	事業 の内容	の所有 (被所有) 割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	㈱大和証 券グルー	東京都	247, 397	証券 持株	被所有	あり	経営管理	資金の貸付	19, 000	関係会 社短期 貸付金	24, 900
	プ本社	区	,	会社業	100.0			利息の受取 (注)	0	受取利 息関係 会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

# 当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

					議決権等	関係	系内容				
属性	会社等の 名称	住所	資本金また は出資金 (百万円)	事業の内容	の所有 (被所有) 割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	㈱大和証 券グルー	東京都千代田	247, 397	証券	被所有	あり	経営管理	資金の貸付	17, 100	関係会 社短期 貸付金	22, 100
700,4	プ本社	区	201, 221	会社業	100.0			利息の受取 (注)	0	受取利 息関係 会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

#### (イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singap ore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1, 900	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履

行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singap ore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2, 112	1	_

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。
- (ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ	大和証券㈱	東京都千代田区	100, 000	金融商品取引業	-	証券投資信託 受益証券の募 集販売	証券投資信 託の代行手 数料(注 2)	15, 348	未払手数料	3, 028
会社		110四匹		4.77未		本社ビルの管 理	不動産の賃 借料 (注 3)	1, 062	長期差入保 証金	1, 054
同一の 親会社 をもつ 会社	㈱大和総研	東京都江東区	3, 898	情報サービス業	-	ソフトウェ アの開発・ 保守	ソフトウェ アの購入・ 保守(注 4)	1, 065	未払費用	91

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担 する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数 料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を 決定しております。

# 当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親 会社をも	大和証券㈱	東京都	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託 受益証券の募 集販売	証券投資信 託の代行手 数料(注 2)	13, 072	未払手数料	2, 663
つ会社		ПИНЕ		収別来		本社ビルの管 理	不動産の賃 借料(注 3)	1, 062	長期差入保 証金	1, 054
同一の親 会社をも つ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3, 898	情報サー ビス業	-	ソフトウェ アの開発・ 保守	ソフトウェ アの購入・ 保守 (注 4)	883	未払費用	81

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担 する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数 料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を 決定しております。

# 2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

# (1株当たり情報)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 至	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)				
1株当たり純資産額 16,078	.50円 1株当たり純資産	<b>全額</b> 14,983.42円				
1株当たり当期純利益 4,883	. 43円 1 株当たり当期約	吨利益 3,955.35円				

<sup>(</sup>注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益(百万円)	12, 738	10, 317
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 608, 525	2, 608, 525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月27日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

間瀬 友未

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

渡部 啓太

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在 の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日ま で)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に 準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案する ために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び 中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 中間財務諸表

# (1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

# 当中間会計期間 (2023年9月30日)

資産の部				
流動資産				
現金・預金	2, 879			
有価証券	110			
未収委託者報酬	14, 148			
関係会社短期貸付金	17, 800			
その他	629			
流動資産合計	35, 568			
固定資産				
有形固定資産	<b>※</b> 1 184			
無形固定資産				
ソフトウエア	1,009			
その他	203			
無形固定資産合計	1, 213			
投資その他の資産				
投資有価証券	8, 477			
関係会社株式	3, 475			
繰延税金資産	628			
その他	1, 216			
投資その他の資産合計	13, 797			
固定資産合計	15, 196			
資産合計	50, 764			

# 当中間会計期間 (2023年9月30日)

流動負債       5,255         未払费用       4,567         未払法人税等       2,453         賞与引当金       727         その他       ※2       725         流動負債合計       13,864         固定負債       2,228         役員退職慰劳引当金       58         固定負債合計       2,287         負債合計       16,152         純資産の部       株主資本         資本組分金       11,495         資本利余金       11,495         利益利余金       374         その他利益剩余金       6,594         利益剩余金合計       6,968         株主資本合計       33,638         評価・換算差額等       6,968         その他有価証券評価差額金       973         評価・換算差額等       973         経資産合計       34,612         負債・純資産合計       50,764	 負債の部	
未払表人税等       2,453         賞与引当金       727         その他       ※2       725         流動負債合計       13,864         固定負債       退職給付引当金       2,228         役員退職慰労引当金       58         固定負債合計       2,287         負債合計       16,152         純資産の部       株主資本         株主資本       資本準備金       11,495         資本測余金       11,495         利益剩余金合計       11,495         利益準備金       374         その他利益剩余金       6,594         利益剩余金合計       6,968         株主資本合計       33,638         評価・換算差額等       973         評価・換算差額等合計       973         純資産合計       973         純資産合計       34,612	流動負債	
未払法人税等       2,453         賞与引当金       727         その他       ※ 2       725         流動負債合計       13,864         固定負債       と、228         役員退職慰労引当金       58         固定負債合計       2,287         負債合計       16,152         純資産の部       株主資本         資本組備金       11,495         資本判余金合計       11,495         利益剩余金       374         社連備金       374         その他利益剩余金       6,594         利益剩余金合計       6,968         株主資本合計       6,968         株主資本合計       33,638         評価・換算差額等       973         評価・換算差額等合計       973         純資産合計       34,612	未払金	5, 255
賞与引当金       727         その他       ※2       725         流動負債合計       13,864         固定負債       退職給付引当金       2,228         役員退職慰労引当金       58         固定負債合計       2,287         負債合計       16,152         純資産の部       **         株主資本金       15,174         資本剩余金       11,495         資本剩余金合計       11,495         利益利余金       374         その他利益剩余金       6,594         利益剩余金合計       6,968         株主資本合計       33,638         評価・換算差額等       973         評価・換算差額等合計       973         純資産合計       34,612	未払費用	4, 567
その他       ※ 2       725         流動負債合計       13,864         固定負債       退職給付引当金       2,228         役員退職慰労引当金       58         固定負債合計       2,287         負債合計       16,152         純資産の部       **         株主資本金       15,174         資本剩余金       11,495         資本剩余金合計       11,495         利益剩余金       374         その他利益剩余金       6,594         利益剩余金合計       6,968         株主資本合計       33,638         評価・換算差額等       973         評価・換算差額等合計       973         純資産合計       34,612	未払法人税等	2, 453
流動負債合計 13,864 固定負債 退職給付引当金 2,228 役員退職慰労引当金 58 固定負債合計 2,287 負債合計 16,152 純資産の部 株主資本 資本金 15,174 資本剰余金 資本準備金 11,495 資本利余金合計 11,495 利益利余金 利益準備金 374 その他利益利余金 繰越利益利余金 6,594 利益利余金合計 6,968 株主資本合計 33,638 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 973 評価・換算差額等合計 973	賞与引当金	727
固定負債 退職給付引当金 2,228 役員退職慰労引当金 58 固定負債合計 2,287 負債合計 16,152 純資産の部 株主資本 資本金 15,174 資本剰余金 資本準備金 11,495 資本剩余金合計 11,495 利益剰余金 利益準備金 374 その他利益剰余金 4,594 利益剰余金 6,594 利益剰余金合計 6,968 株主資本合計 33,638 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 973 評価・換算差額等合計 973	その他	<b>※</b> 2 725
退職給付引当金2,228役員退職慰労引当金58固定負債合計2,287負債合計16,152純資産の部***株主資本 資本組織金 資本剩余金合計 利益剩余金 	流動負債合計	13, 864
役員退職慰労引当金58固定負債合計2,287負債合計16,152純資産の部***株主資本 資本金 資本剩余金 資本剩余金合計15,174資本剩余金合計11,495利益剩余金374その他利益剩余金 繰越利益剩余金 ,206,594利益剩余金合計 ,206,968株主資本合計 財価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	固定負債	
固定負債合計2,287負債合計16,152純資産の部株主資本資本金15,174資本剩余金11,495資本剩余金合計11,495利益剩余金374その他利益剩余金6,594利益剩余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	退職給付引当金	2, 228
負債合計16,152純資産の部株主資本資本金15,174資本剰余金11,495資本利金合計11,495利益剰余金374その他利益利余金6,594利益剩余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	役員退職慰労引当金	58
純資産の部株主資本資本金15,174資本剩余金11,495資本剩余金合計11,495利益剩余金374その他利益剩余金6,594利益剩余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	固定負債合計	2, 287
株主資本 資本金15,174資本金15,174資本剰余金11,495資本剰余金合計11,495利益剰余金374その他利益剰余金6,594利益利余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	負債合計	16, 152
資本金15,174資本剰余金11,495資本剰余金合計11,495利益剰余金374その他利益剰余金6,594利益剰余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	純資産の部	
資本剰余金11,495資本利余金合計11,495利益剰余金374その他利益剰余金6,594利益剰余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	株主資本	
資本準備金11,495資本剰余金合計11,495利益剰余金374その他利益剰余金6,594利益剰余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	資本金	15, 174
資本剰余金合計11,495利益剰余金374その他利益剰余金6,594利益剰余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	資本剰余金	
利益剰余金 利益準備金 374 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 6,594 利益剰余金合計 6,968 株主資本合計 33,638 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 973 評価・換算差額等合計 973 純資産合計 34,612	資本準備金	11, 495
利益準備金374その他利益剰余金6,594利益剰余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	資本剰余金合計	11, 495
その他利益剰余金6,594利益剰余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	利益剰余金	
繰越利益剰余金6,594利益剰余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	利益準備金	374
利益剰余金合計6,968株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	その他利益剰余金	
株主資本合計33,638評価・換算差額等973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	繰越利益剰余金	6, 594
評価・換算差額等973その他有価証券評価差額金973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	利益剰余金合計	6, 968
その他有価証券評価差額金973評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	株主資本合計	33, 638
評価・換算差額等合計973純資産合計34,612	評価・換算差額等	
純資産合計 34,612	その他有価証券評価差額金	973
	評価・換算差額等合計	973
負債・純資産合計 50,764 50,764	純資産合計	34, 612
	負債・純資産合計	50, 764

# (2)中間損益計算書

	(単位:百万円)
	当中間会計期間
	(自 2023年4月1日
	至 2023年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	36, 557
その他営業収益	322
営業収益合計	36, 879
営業費用	
支払手数料	15, 250
その他営業費用	7, 380
営業費用合計	22, 631
一般管理費	<b>※</b> 1 6,087
営業利益	8, 160
営業外収益	<b>※</b> 2 128
営業外費用	<b>※</b> 3 116
経常利益	8, 172
特別利益	_
特別損失	<b>※</b> 4 258
税引前中間純利益	7, 914
法人税、住民税及び事業税	2, 505
法人税等調整額	2
中間純利益	5, 405

# (3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2023年4月1日至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

			株	主資本			
		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	次十淮井入	40 光准/共入	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	繰越利益 剰余金	合計	WIND ALL DI	
当期首残高	15, 174	11, 495	374	11, 505	11, 879	38, 549	
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△10, 316	△10, 316	△10, 316	
中間純利益	-	-	-	5, 405	5, 405	5, 405	
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	-	-	-	_	_	-	
当中間期変動額 合計	_	_	_	△4, 910	△4, 910	△4, 910	
当中間期末残高	15, 174	11, 495	374	6, 594	6, 594	33, 638	

	評価・換		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	534	534	39, 084
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10, 316
中間純利益	_	ı	5, 405
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	438	438	438
当中間期変動額 合計	438	438	△4, 472
当中間期末残高	973	973	34, 612

#### 注記事項

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。

# (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

#### 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物10~18年器具備品4~20年

#### (2)無形固定資產

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額 を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、 貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

#### (3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計 期間末要支給額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容 及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおり であります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

#### 5. グループ通算制度の適用

当社は、株式会社大和証券グループ本社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

#### ※1 減価償却累計額

当中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日現在)

有形固定資産

340百万円

#### ※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

# 3 保証債務

当中間会計期間(2023年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd. の債務2,299百万円に対して保証を行っております。

#### (中間損益計算書関係)

#### **※** 1 減価償却実施額 当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 2023年9月30日) 有形固定資産 10百万円 無形固定資産 230百万円 ※2 営業外収益の主要項目 当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 2023年9月30日) 投資有価証券売却益 35百万円 有価証券償還益 32百万円

※3 営業外費用の主要項目

受取配当金

雑収入

当中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日至 2023 年 9 月 30 日)有価証券償還損103百万円

※4 特別損失の項目

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)

ソフトウェア除却損 投資有価証券評価損 153百万円 104百万円

32百万円

25百万円

#### (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2, 608	_	_	2, 608
合計	2,608	l		2, 608

#### 2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10, 316	3, 955	2023 年 3月31日	2023 年 6月27日

# (金融商品関係)

当中間会計期間(2023年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	111	7, 809	_	7, 921
資産合計	111	7, 809	_	7, 921

#### (2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

# (注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル 1 に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等 及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含め ておりません。

(単位:百万円)

区分	当中間会計期間	
非上場株式	666	
子会社株式	1, 448	
関連会社株式	2, 027	

# (有価証券関係)

当中間会計期間(2023年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

# 2. その他有価証券

	中間貸借対照表	取得原価	差額
	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	111	55	56
(2) その他	5, 511	3, 839	1,672
小計	5, 623	3, 894	1,728
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他	2, 297	2, 623	△325
小計	2, 297	2, 623	△325
合計	7, 921	6, 518	1, 403

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 666百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### (収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、 証券投資信託に関する運用に係る業務が36,557百万円、その他322百万円であります。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (セグメント情報等)

#### 「セグメント情報]

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

#### 「関連情報]

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
  - (1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

<u> </u>	
	当中間会計期間
(1	自 2023年4月1日
3	至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	13, 268. 89円
1株当たり中間純利益	2,072.34円

- (注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。
- (注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間	
(自 2023年4月1日	
至 2023年9月30日)	
中間純利益(百万円)	5, 405
普通株式に係る中間純利益(百万円)	5, 405
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 608, 525

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の 方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運 用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるお それのあるものとして内閣府令で定める行為。

# 5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重 要事項に該当する事実はありません。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

# 追加型証券投資信託

(ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型))

約款

大和アセットマネジメント株式会社

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
  - ① 主として、内外の株式・債券・リート(REIT)およびコモディティ(商品先物取引等) を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、中長期的に安定した信託財産の成長 をめざして運用を行ないます。
  - ② 内外の株式・債券・リート(REIT)およびコモディティ(商品先物取引等)への資産配分、投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、成長性を重視してこれを行ないます。
  - ③ 資産配分、投資信託証券の選定、組入比率の決定は、㈱大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。
  - ④ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
  - ⑤ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
  - ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
- (3) 投資制限
  - ① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

- ② 投資信託証券への投資制限
  - 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることができるものとします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益(評価益を含みます)等を中心に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

# 追加型証券投資信託 (ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型))

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11年法律第62号)の適用を受けます。
  - ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金3,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
  - ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
  - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条 第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合 に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については3,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の 口数を乗じた額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
  - ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の 資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客 電信売買相場の仲値によって計算します。
  - ④ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
  - ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。 振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える 振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に 規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。)は、 第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単 位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定 販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数 倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
  - ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
  - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。) に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
  - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
  - ⑥ 別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の一部解約金の手取金をもって第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込をする場合に、指定販売会社は、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、その取得申込に応じることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
  - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の

停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。 (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

第17条 (削 除)

第18条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

- 第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - 口. 約束手形
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げる もの
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第20条 委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。(組入対象となる親投資信託を、以下総称して「マザーファンド」といいます。)
  - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
  - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
    - 1. 預金
    - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
    - 3. コール・ローン
    - 4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び 投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者およ び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条 第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第26条において同じ。)、第26条 第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との 間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する 法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第25条、第30条から第32条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

- 第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第25条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

- 第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができ るものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
    - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第27条 (削 除)

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済

する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。

  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価 証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コ ール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有 価証券等の運用は行なわないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します

(受託者による資金の立替え)

- 第34条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者 は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第35条 この信託の計算期間は、毎年5月16日から11月15日まで、および11月16日から翌年5月15日まで とします。ただし、第1計算期間は、2006年11月28日から2007年5月15日までとします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託

者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

- 第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

- 第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の116の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
  - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
  - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から 支弁します。
  - ④ 委託者は、この信託において主要投資対象とするダイワ海外REIT・マザーファンドの運用 の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファ ンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、 毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。
  - ⑤ 委託者は、この信託において主要投資対象とするダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

(収益の分配方式)

- 第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計 算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該 収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定 販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。
  - ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌 営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し 遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込 により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
  - ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機

関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と 同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該 口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指 定販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託 時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位 (積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解 約請求をすることができます。
  - ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
  - ④ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、2007年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
  - ⑤ この信託の受益者が、この信託の一部解約金の手取金をもって別に定める各信託(この信託を除きます。)の取得申込をする場合において、指定販売会社が当該信託の受益権の取得申込の受付を中止したときには、委託者は、当該一部解約請求の受付を中止することができます。
  - ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
  - ⑦ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった 当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しな い場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計 算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第43条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発 生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託 契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定に従い、新受託者を選任します。
  - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、 あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を 述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
  - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた 受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求する ことができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月 1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

② 2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

- 第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社 が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとしま す。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の記名式、無記名式への変 更ならびに名義書換手続)から第18条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替 えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合 には、なおその効力を有するものとします。

2006年11月28日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### I 別に定める投資信託証券

約款第20条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の「投資信託および外国投資信託」の受益証券(振替受益権を含みます。)または「投資法人および外国投資法人」の投資証券 (振替投資口を含みます。)をいいます。

<主として国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託(J Flag 中小型株ファンド(F0Fs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託 (DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(日本長期成長株集中投資ファンド(適格機関投資家専用))

<主として海外の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託(ダイワ/GQGグローバル・エクイティ(FOFs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用))

外国投資証券 (アイルランド籍の外国証券投資法人「マン・ファンズ・ピーエルシー」が

発行する「マン・ニューメリック・エマージング・マーケッツ・エクイテ

ィ」のクラスI投資証券(円建))

<主として国内の公社債を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託(マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM(F0Fs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託 (明治安田日本債券アクティブ・ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用))

<主として海外の公社債を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託(ダイワ世界債券ファンドM(F0Fs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託 (T. ロウ・プライス新興国債券オープンM (F0Fs用) (適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM(F0Fs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(ブランディワイン外国債券ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(ダイワ中長期世界債券ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用))

外国投資証券 (アイルランド籍の外国証券投資法人「ゴールドマン・サックス・インステ

ィテューショナル・ファンズ・ピーエルシー」が発行する「グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ  $\Pi$  (FOFs用)」の投資証券(米ドル

建))

<主として国内の不動産投資信託証券、海外の不動産投資信託証券、コモディティ(商品先物取引等)を投資対象とする投資信託証券>

親投資信託 (ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド)

親投資信託 (ダイワ海外REIT・マザーファンド)

親投資信託 (ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド)外国投資信託 (Daiwa "RICI" Fund (ケイマン籍、米ドル建))

# Ⅱ 別に定める銀行休業日

約款第12条および第43条の「別に定める銀行休業日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行休業日 ロンドンの銀行休業日

# Ⅲ 別に定める各信託

約款第12条および第43条の「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 (ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型)) 追加型証券投資信託 (ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (安定型)) 追加型証券投資信託 (ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (分配型))

# 追加型証券投資信託

(ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (安定型))

約款

大和アセットマネジメント株式会社

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
  - ① 主として、内外の株式・債券・リート(REIT)およびコモディティ(商品先物取引等)を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、中長期的に安定した信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
  - ② 内外の株式・債券・リート(REIT)およびコモディティ(商品先物取引等)への資産配分、投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、リスク分散を重視してこれを行ないます。
  - ③ 資産配分、投資信託証券の選定、組入比率の決定は、㈱大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。
  - ④ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
  - ⑤ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
  - ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想 されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が 行なわれないことがあります。
- (3) 投資制限
  - ① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

- ② 投資信託証券への投資制限
  - 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定め られている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超える ことができるものとします。
- ④ 外貨建資産への投資制限 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

#### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益(評価益を含みます)等を中心に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

# 追加型証券投資信託 (ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (安定型))

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法 (大正11年法律第62号)の適用を受けます。
  - ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金3,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれ を引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
  - ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
  - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条 第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合 に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。 (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については3,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の 口数を乗じた額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
  - ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の 資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客 電信売買相場の仲値によって計算します。
  - ④ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
  - ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への 新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし ます。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、そ の備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に 規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。)は、 第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単 位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定 販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数 倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
  - ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
  - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
  - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
  - ⑥ 別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の一部解約金の手取金をもって 第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込をする場合に、指定販売会社は、最低単位 を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、その取得申込に応じること ができます。この場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売 会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額 とします。
  - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、

有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する 受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口 座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設し たものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関 等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の 増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替 機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情がある と判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

第17条 (削 除)

第18条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

- 第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - 口. 約束手形
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げる もの
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第20条 委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。(組入対象となる親投資信託を、以下総称して「マザーファンド」といいます。)
  - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
    - 1. 預金
    - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
    - 3. コール・ローン
    - 4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び 投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者およ び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条 第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第26条において同じ。)、第26条 第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との 間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する 法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第25条、第30条から第32条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

- 第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。
- (同一銘柄の投資信託証券への投資制限)
- 第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第25条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

- 第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができ るものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
    - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第27条 (削 除)

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融

商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価 証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コ ール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有 価証券等の運用は行なわないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします
  - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第34条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者 は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第35条 この信託の計算期間は、毎年5月16日から11月15日まで、および11月16日から翌年5月15日まで とします。ただし、第1計算期間は、2006年11月28日から2007年5月15日までとします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

- 第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

- 第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

- 第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の116の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
  - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
  - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
  - ④ 委託者は、この信託において主要投資対象とするダイワ海外REIT・マザーファンドの運用 の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファ ンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、 毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。
  - ⑤ 委託者は、この信託において主要投資対象とするダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

(収益の分配方式)

- 第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌 営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し 遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込 により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
  - ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込

代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指 定販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託 時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および 一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位 (積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解 約請求をすることができます。
  - ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
  - ④ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、2007年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
  - ⑤ この信託の受益者が、この信託の一部解約金の手取金をもって別に定める各信託(この信託を除きます。)の取得申込をする場合において、指定販売会社が当該信託の受益権の取得申込の受付を中止したときには、委託者は、当該一部解約請求の受付を中止することができます。
  - ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
  - ⑦ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった 当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しな い場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計 算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第43条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発 生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託 契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託 会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資 信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定に従い、新受託者を選任します。
  - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、 あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
  - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則

として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた 受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求する ことができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月 1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

② 2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

- 第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社 が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとしま す。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の記名式、無記名式への変 更ならびに名義書換手続)から第18条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替 えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合 には、なおその効力を有するものとします。

2006年11月28日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### I 別に定める投資信託証券

約款第20条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の「投資信託および外国投資信託」の受益証券(振替受益権を含みます。)または「投資法人および外国投資法人」の投資証券 (振替投資口を含みます。)をいいます。

<主として国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託(J Flag 中小型株ファンド(F0Fs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託 (D I AM国内株式アクティブ市場型ファンド (F O F s 用) (適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(日本長期成長株集中投資ファンド(適格機関投資家専用))

<主として海外の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託 (ダイワ/GQGグローバル・エクイティ (FOFs用) (適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用))

外国投資証券 (アイルランド籍の外国証券投資法人「マン・ファンズ・ピーエルシー」が

発行する「マン・ニューメリック・エマージング・マーケッツ・エクイテ

ィ」のクラスI投資証券(円建))

<主として国内の公社債を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託(マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM(F0Fs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託 (明治安田日本債券アクティブ・ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用))

<主として海外の公社債を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託(ダイワ世界債券ファンドM(F0Fs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託 (T. ロウ・プライス新興国債券オープンM (F0Fs用) (適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM(F0Fs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(ブランディワイン外国債券ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(ダイワ中長期世界債券ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用))

外国投資証券 (アイルランド籍の外国証券投資法人「ゴールドマン・サックス・インステ

ィテューショナル・ファンズ・ピーエルシー」が発行する「グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ  $\Pi$  (FOF s 用)」の投資証券(米ドル

建))

<主として国内の不動産投資信託証券、海外の不動産投資信託証券、コモディティ(商品先物取引等)を投資対象とする投資信託証券>

親投資信託 (ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド)

親投資信託 (ダイワ海外REIT・マザーファンド)

親投資信託 (ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド)外国投資信託 (Daiwa "RICI" Fund (ケイマン籍、米ドル建))

# Ⅱ 別に定める銀行休業日

約款第12条および第43条の「別に定める銀行休業日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行休業日 ロンドンの銀行休業日

# Ⅲ 別に定める各信託

約款第12条および第43条の「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託(ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(成長型)) 追加型証券投資信託(ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(安定型)) 追加型証券投資信託(ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型))

# 追加型証券投資信託

(ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (分配型))

約款

大和アセットマネジメント株式会社

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
  - ① 主として、内外の株式・債券・リート(REIT)およびコモディティ(商品先物取引等)を 実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、中長期的に安定した信託財産の成長をめ ざして運用を行ないます。
  - ② 内外の株式・債券・リート (REIT) およびコモディティ (商品先物取引等) への資産配分、 投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、分配を重視してこれを行ないます。
  - ③ 資産配分、投資信託証券の選定、組入比率の決定は、㈱大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。
  - ④ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
  - ⑤ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替へッジは行ないません。
  - ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれな いことがあります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

- ② 投資信託証券への投資制限 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められ ている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることがで きるものとします。

④ 外貨建資産への投資制限 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

#### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、 今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます)等を中 心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことが あります。なお、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

# 追加型証券投資信託 (ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型))

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。
  - ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金3,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれ を引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
  - ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
  - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条 第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合 に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については3,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の 口数を乗じた額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
  - ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の 資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客 電信売買相場の仲値によって計算します。
  - ④ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者 が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を 発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を 除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益 証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
  - ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に 規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。)は、 第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単 位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定 販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数 倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
  - ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
  - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。) に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
  - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
  - ⑥ 別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の一部解約金の手取金をもって第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込をする場合に、指定販売会社は、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、その取得申込に応じることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
  - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の

停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。 (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が 異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

第17条 (削 除)

第18条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

- 第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - 口. 約束手形
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げる もの
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第20条 委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。(組入対象となる親投資信託を、以下総称して「マザーファンド」といいます。)
  - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
  - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
    - 1. 預金
    - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
    - 3. コール・ローン
    - 4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び 投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者およ び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条 第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第26条において同じ。)、第26条 第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との 間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する 法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第25条、第30条から第32条までにおける委託者の指図による取引についても 同様とします。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行 ないます。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

- 第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第25条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

- 第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができ るものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
    - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第27条 (削 除)

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済

する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価 証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コ ール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有 価証券等の運用は行なわないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し ます。

(受託者による資金の立替え)

- 第34条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者 は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第35条 この信託の計算期間は、毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日まで、および11月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2006年11月28日から2007年1月15日までとします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

- 第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

- 第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

- 第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産 の純資産総額に年10,000分の116の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に 定めます。
  - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
  - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
  - ④ 委託者は、この信託において主要投資対象とするダイワ海外REIT・マザーファンドの運用 の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファ ンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、 毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。
  - ⑤ 委託者は、この信託において主要投資対象とするダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

(収益の分配方式)

- 第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。
  - 1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第40条 収益分配金は、第1計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、 毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
  - ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込

代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指 定販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託 時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位 (積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解 約請求をすることができます。
  - ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
  - ④ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、2007年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
  - ⑤ この信託の受益者が、この信託の一部解約金の手取金をもって別に定める各信託 (この信託を除きます。)の取得申込をする場合において、指定販売会社が当該信託の受益権の取得申込の受付を中止したときには、委託者は、当該一部解約請求の受付を中止することができます。
  - ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
  - ⑦ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった 当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しな い場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計 算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第43条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発 生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託 契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託 会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資 信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定に従い、新受託者を選任します。
  - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させま す。

(信託約款の変更)

- 第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、 あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
  - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則

として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代 えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月 1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

② 2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

- 第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社 が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとしま す。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の記名式、無記名式への変 更ならびに名義書換手続)から第18条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替 えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合 には、なおその効力を有するものとします。

2006年11月28日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### I 別に定める投資信託証券

約款第20条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の「投資信託および外国投資信託」の受益証券(振替受益権を含みます。)または「投資法人および外国投資法人」の投資証券 (振替投資口を含みます。)をいいます。

<主として国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託(J Flag 中小型株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託 (D I AM国内株式アクティブ市場型ファンド (F O F s 用) (適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(日本長期成長株集中投資ファンド(適格機関投資家専用))

<主として海外の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託(ダイワ/GQGグローバル・エクイティ(FOFs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託 (ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式ファンド (FOF s 用) (商格機関投資家専用))

外国投資証券 (アイルランド籍の外国証券投資法人「マン・ファンズ・ピーエルシー」が

発行する「マン・ニューメリック・エマージング・マーケッツ・エクイテ

ィ」のクラスI投資証券(円建))

<主として国内の公社債を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託(マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM(F0Fs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託 (明治安田日本債券アクティブ・ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用))

<主として海外の公社債を実質的な投資対象とする投資信託証券>

追加型証券投資信託(ダイワ世界債券ファンドM(F0Fs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託 (T. ロウ・プライス新興国債券オープンM (F0Fs用) (適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM(F0Fs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(ブランディワイン外国債券ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用))

追加型証券投資信託(ダイワ中長期世界債券ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用))

外国投資証券 (アイルランド籍の外国証券投資法人「ゴールドマン・サックス・インステ

ィテューショナル・ファンズ・ピーエルシー」が発行する「グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ(FOFs用)」の投資証券(米ドル

建))

<主として国内の不動産投資信託証券、海外の不動産投資信託証券、コモディティ(商品先物取引等)を投資対象とする投資信託証券>

親投資信託 (ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド)

親投資信託 (ダイワ海外REIT・マザーファンド)

親投資信託 (ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド)外国投資信託 (Daiwa "RICI" Fund (ケイマン籍、米ドル建))

# Ⅱ 別に定める銀行休業日

約款第12条および第43条の「別に定める銀行休業日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行休業日 ロンドンの銀行休業日

# Ⅲ 別に定める各信託

約款第12条および第43条の「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 (ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型)) 追加型証券投資信託 (ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (安定型)) 追加型証券投資信託 (ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (分配型))